

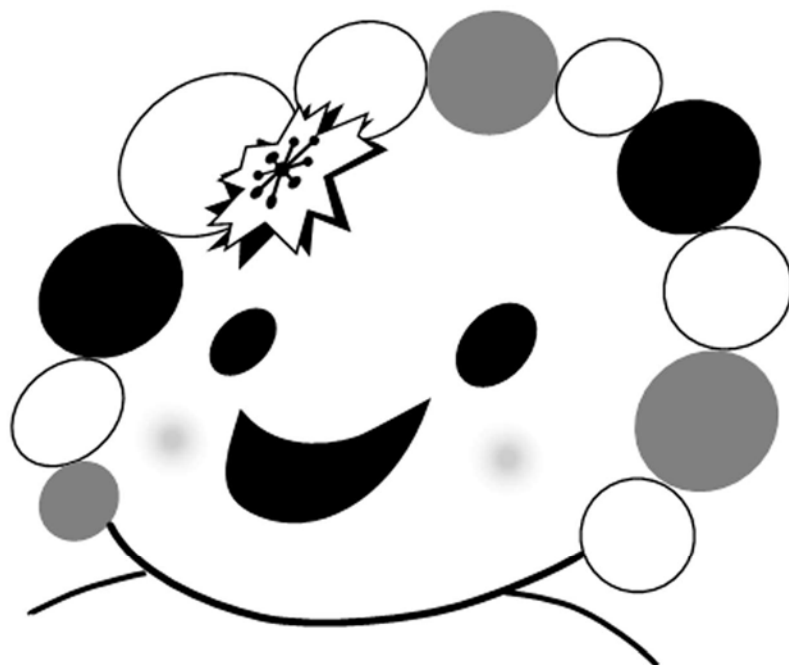


第2期

中之条町 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年3月

中 之 条 町



はじめに

今、人口減少や急激な少子高齢化により、社会環境が急速に変化し、子ども達を取り巻く状況も厳しさを増してきています。

中之条町でも、さらに急速な少子化が進行している状況にあり、少しでも少子化の進行を抑えるべく、様々な事業を実施しています。

特に、子育てを支援する事業は、重点事業として位置づけて取り組んでおり、子育てを担っている町民の皆様にとって、安心して子育てができる町づくりを目指しています。

町においては、これまで平成17年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「中之条町次世代育成支援行動計画」、平成22年度に「中之条町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。さらに、平成24年に成立した子ども・子育て支援法に基づく、平成27年度から令和元年度までの「中之条町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりや、次代を担う子どもや子育て世代への支援を行っています。

このたび、この「中之条町子ども・子育て支援事業計画」が終了することから、新たな計画である「第2期中之条町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。これは、令和2年度から6年度までの期間における計画であり、町の状況を踏まえた中で、さらに子育てを行っている皆様からのニーズ調査を行ったうえで、作成したものです。ここでは、「子育て応援宣言！」のキャッチフレーズを掲げ、より良いサービスが提供できるよう少子化対策・子育て支援の充実を図り、推進してまいります。

終わりに、本計画にあたりニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆様を始め、多くの方々にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。



令和2年3月

中之条町長 伊能正夫



1. 計画の概要

- 1-1 計画の概要 1
- 1-2 教育・保育提供区域の設定 3



2. 基本方針と事業計画

- 2-1 基本理念 5
- 2-2 基本目標 6
- 2-3 施策体系 7
- 2-4 施策又は事業への展開 8



3. 量の見込みと確保方策

- 3-1 家庭類型の算定 21
- 3-2 教育・保育サービスの量の見込み及び確保方策 26
- 3-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 29



4. 事業推進体制

- 4-1 子ども・子育て会議による進捗管理 41
- 4-2 計画及び事業等の周知 42



5. 資料

- 資料1 中之条町子ども・子育て会議設置要綱 43
- 資料2 中之条町子ども・子育て会議委員名簿 45
- 資料3 中之条町の状況 46
- 資料4 ニーズ調査から見る状況 55



Ⅰ．計画の概要

Ⅰ－Ⅰ 計画の概要

(Ⅰ) 策定の趣旨

「子ども・子育て関連3法」(平成24年8月)に基づき、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が始まりました。

これまで、中之条町では、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」(「第1期計画」という。)を策定し、教育・保育の提供、地域で子育て支援を進めてきました。

その後、国は、就学児童における「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童の居場所づくりと、女性が働きやすい環境づくりを推進しているほか、子どもの権利保障について、児童虐待の防止対策、国際化、障がい児への対応等を急いでいます。

また、令和元年10月1日から、子育て世帯の負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

このような中、中之条町では、第1期計画が今年度(令和元年度)で5年目を迎えて終了することから、この計画を見直し、令和2年を初年度とする第2期計画を策定することとなりました。

見直しに当たっては、昨年度(平成30年度)、町が実施した「第2期中之条町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」、国が策定した「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(改正)」及び各サービス状況等を踏まえています。

(2) 根拠法

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)第61条

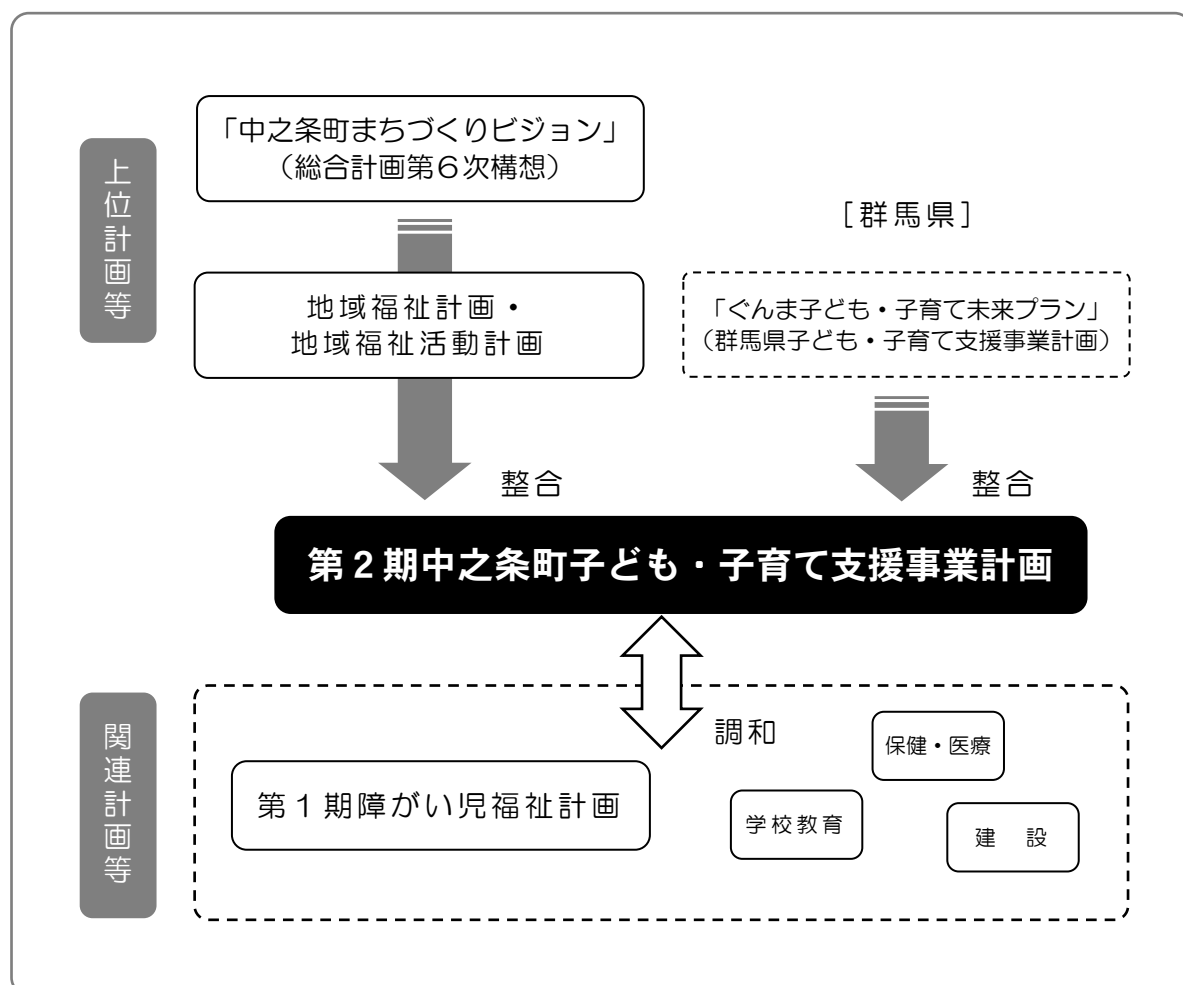
(3) 計画期間

令和2年度〔2020年度〕 ～ 令和6年度〔2024年度〕
(5年間)

(4) 上位関連計画

中之条町には様々な計画があります。

この計画は、上位計画との整合性や関連計画との調和を図っています。



1-2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、2区域（中之条地区、六合地区）です。

■教育・保育提供区域図



■区域と施設一覧表

区 域	行 政 区	小学校 区	中学校 区	放 課 後 児 童 ク ラ ブ	放 課 後 子 ど も 教 室	幼 稚 園	保 育 所
中之条地区	中之条地区	中之条 小学校	中之条 中学校	学童保育所 ろばの子 クラブ	中之条 小学校	中之条 幼稚園	中之条 保育所
	伊参地区			放 課 後 子 ど も 教 室	伊勢町 保育所		
	名久田地区						
	沢田地区					沢田 幼稚園	
六合地区	六合地区	六合 小学校	六合 中学校	六合 学童保育所		六合こども園	



2. 基本方針と事業計画

2-1 基本理念

「子育て 応援宣言！」

人口減や少子高齢化が進行する中、町を活性化するためには、子どもが、町の中で元気に遊び・・・学び・・・その声がすることが理想ではないでしょうか。

そのためには、子育て世代となる若者の声を聞き、若者が仕事と子育てを両立できるよう、みんなで応援していきましょう。

第1期計画では、「婚活・結婚・出産・育児」を応援し、出会いの場づくりから子育てまで総合的な対策や支援に取り組んできましたが、その効果の発現には時間を要します。

したがって、第2期計画は継続性を重視することとし、基本理念を第1期とほぼ同様にして施策や事業を進めてまいります。

2-2 基本目標

基本目標

1

地域で育む子どもたち

町の活性化を図る方策の1つとして、子どもが多いことは重要です。

そのためには、親や行政サービスだけでなく、地域で子どもを育む必要があります。

基本目標

2

子どもと親の健康づくり

子どもを育むためには、親の健康や家庭環境が重要です。

そのためには、経済的な支援を含むサポートに加えて、食事、保健、医療面での支援を充実する必要があります。

基本目標

3

子どもの学ぶ環境づくり

子どもの人格形成には、学ぶ機会や内容の充実を図ることが重要です。

そのためには、学校教育や家庭教育等における質の向上に努めることを継続しなければなりません。

基本目標

4

しごとと親の環境づくり

中之条町では、母親が働きに出る人が増えています。

子育てする環境を充実するためには、仕事が阻害要因にならないような施策に取り組む必要があります。

基本目標

5

みんなで助け合う力

児童虐待、ひとり親家庭、いじめ、障がい児等への対応に努めることは国際的な流れでもあります。

中之条町では、障がい児福祉計画等と調和を図り、これらの施策や事業に継続的に取り組みます。

基本目標

6

子どもの安全安心の確保

上の目標を達成するためには、社会基盤や社会環境にも目を配る必要があります。

居住や交通環境だけでなく、交通安全や防犯対策にも継続的に取り組みます。

2-3 施策体系

[基本理念]

子育て応援宣言！

基本目標 **1**

地域で育む子どもたち

- ① 子育て支援サービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 情報交流の場の充実

基本目標 **2**

子どもと親の健康づくり

- ① 出産から乳幼児頃のサポート
- ② 小児医療の充実
- ③ 食育の推進
- ④ 思春期保健対策

基本目標 **3**

子どもの学ぶ環境づくり

- ① 学校教育の充実
- ② 家庭や地域力の向上
- ③ 学ぶ機会の創出

基本目標 **4**

しごとと親の環境づくり

- ① 多様な働き方への対応
- ② しごとと子育ての両立

基本目標 **5**

みんなで助け合う力

- ① 児童虐待防止の対策
- ② ひとり親家庭の支援
- ③ いじめ、不登校及びひきこもり対策
- ④ 障がい児施策の充実

基本目標 **6**

子どもの安全安心の確保

- ① 居住環境の向上
- ② 交通環境の向上
- ③ 施設のバリアフリー化
- ④ 交通安全運動の推進
- ⑤ 防犯対策
- ⑥ 相談体制の充実



2-4 施策又は事業への展開

基本目標1

地域で育む子どもたち

① 子育て支援サービスの充実

No.	施策又は事業名	概要	所管課
1	子ども福祉医療費給付事業の実施	医療保険加入者で中之条町に在住する児童への医療費助成制度を充実します。	住民福祉課
2	少子化対策助成金支給の拡充	子どもを出産した方への「出産祝金」や「乳児おむつ等購入費助成金」等の支給により子育て支援を図ります。	住民福祉課
3	学校・幼稚園の給食費の無償化	小中学校と幼稚園の給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担を緩和します。	こども未来課
4	ミニファミリー・サポート・センター事業の支援	育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。民間事業者との連携を図り事業を推進します。	住民福祉課
5	放課後児童クラブの充実 [「学童保育所ろばの子クラブ」、 「学童保育ひまわり」、 「六合学童保育所」]	勤務等の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後児童の健全育成と安全確保のために、生活の場所を提供します。	住民福祉課
6	放課後子ども教室	中之条小学校子ども教室において、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、地域の方々に指導者やボランティアとして参加していただき、子どもたちの様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施します。	住民福祉課
7	育児サークルの活動支援	子育てサークルの育成や活動費の補助を実施し、母親の仲間づくりを支援し、活動を促進します。	住民福祉課 こども未来課
8	育児支援事業	子育ての情報提供の場及び親と子がふれあえる集いの場として、定期的に育児支援を行います。	保健環境課
9	子育てボランティアの支援 (主任児童委員等)	「ふれあい広場」、イベント企画・情報伝達等の支援を行います。	住民福祉課
10	地域子育て支援センター事業	中之条保育所内にセンターを設置し、地域の子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、情報提供等の支援を行います。	こども未来課
11	幼稚園における子育て支援の充実	地域の実状に応じた幼稚園の子育て支援について総合的な活動等を充実します。	こども未来課
12	子育て支援ボランティアの育成 (主任児童委員等)	子育て中の保護者が各事業に参加する際に、保護者に代わって児童を保育するボランティアの育成・確保を図ります。 また、子ども向け事業の実施を補助するボランティアの育成・確保を図ります。	住民福祉課
13	子育てサポーター	健診等の母子保健事業において、保護者をサポートする子育てサポーターを育成し支援を推進します。	保健環境課
14	すこやか健康委員	母子保健事業の研修等を経て、行政と地域のパイプ役として、地域の子育て中の家族の相談、サポートを行います。	保健環境課

② 保育サービスの充実

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
15	保育事業	保育に欠けるご家庭のお子さんの育児等の支援を行います。	こども未来課
16	保育所の一時保育	急な事情等で一時的に保育が困難となった時に、子育て支援として保育所等で受け入れを行います。	こども未来課
17	幼稚園の延長預かり保育	幼稚園通園児で家庭内保育が困難な家庭に対して、平日の保育時間を延長すると共に、長期休業中も園児の保育を行います。（施設により預かり時間・利用料金が異なります。）	こども未来課
18	障がい児保育事業	集団保育が可能な障がい児に対する保育を支援します。	こども未来課 住民福祉課
19	病後児保育事業 （乳幼児健康支援サービス）	保育所に通う児童が病後回復期にあって集団保育が困難な場合や、病後回復期にある児童（小学校低学年を含む）で保護者が一時的な理由により家庭での保育が困難となる場合に、看護師が保育します。この事業は、需要にあわせて実施します。	住民福祉課 こども未来課
20	低年齢児保育事業	保育所における低年齢児（0歳～2歳）の受け入れ拡大を図ります。	こども未来課
21	幼児教育・保育無償化事業	令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化を拡充し、3歳未満の保育料の無償化や幼稚園の給食費の無償化を継続・実施します。	こども未来課
22	第3子以降保育料無料化補助事業	認可外保育所等に通う第3子以降の保育料の無料化を実施します。	住民福祉課

③ 情報交流の場の充実

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
23	子育て広場「はッピー」管理運営事業	子育て広場「はッピー」を充実し、乳幼児の遊び場を確保することで、保護者や子どもの交流を促進します。	住民福祉課
(8)	育児支援事業	再 掲	保健環境課
24	子育てモバイルサービスの充実	子育てモバイルサービス「なかのん☆子育て応援サイト」により、予防接種や乳児検診・遊び場や子育て情報を、充実し発信します。	保健環境課
25	出会い・子育てサイトの運営	少子化対策として、出会い・子育て応援サイトを運営し、情報内容を充実し、発信していきます。	住民福祉課
26	各種相談窓口の連携強化	総合的な視点から適切な対応ができるよう、子育て相談員が、各種相談窓口の連携強化を図るとともに、ネットワークづくりを進めていきます。	住民福祉課

① 出産から乳幼児頃のサポート

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
27	安心出産サポート事業	出産予定医療機関の近隣宿泊施設等で出産を待機する際の宿泊費等の一部を補助します。	保健環境課
28	子育て世代包括支援センターの設置	「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない総合的な子育て支援を行います。	保健環境課
29	妊娠期～産婦期の助産師訪問指導事業	妊娠中及び産婦期にある者が安心して過ごせるよう、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。	保健環境課
30	産後ケア事業	産後から4か月の母子を対象に、指定医療機関において、日帰りや宿泊でのケアを行います。	保健環境課
31	母乳相談等補助事業	出産から3か月以内に利用した乳房マッサージを含む母乳育児指導にかかった費用の補助を行います。	保健環境課
32	母子健康手帳の交付事業	母子健康手帳を交付し、妊娠から乳幼児までの一貫した健康教育を推進します。	保健環境課
33	妊婦の禁煙とその家族の喫煙に対する指導・教育	妊婦やその家族等の「喫煙」に対する健康障害への影響等について指導・教育を行います。	保健環境課
34	新生児・乳児訪問指導	保健師等が家庭へ訪問して、子育て期にある親が安心して過ごせるよう、正しい知識の普及と、不安の軽減を図ります。	保健環境課
35	訪問等による育児相談・支援等の実施	保健師や助産師等が、訪問等による育児相談・支援等を実施します。	保健環境課
36	「母と子の健康相談」事業	妊娠中から安心して過ごせるように、発達・成長にあわせた相談を通じて母親を継続的に支援し、いつでも相談できる体制づくりを行います。	保健環境課
37	未熟児等訪問指導	未熟児等の親に対して、心のケアを行うと共に、今後の育児等についての相談や育児指導等を訪問して行います。	保健環境課
38	乳幼児健康診査	4か月児・9～10か月児・1歳6か月児・2歳児・3歳児を対象とした乳幼児健康診査を行います。	保健環境課
39	乳幼児健康相談	6か月児・12～13か月児を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士が健康相談を行います。	保健環境課
40	子育てのびっこ相談	子育ての不安や子どもの発達について、臨床心理士及び言語聴覚士が相談を行います。	保健環境課
41	予防接種	感染症の発生・まん延の予防を図るため、定期予防接種を推進します。	保健環境課
42	任意予防接種の補助	インフルエンザ・おたふく・風疹等の任意予防接種の接種費用を補助します。	保健環境課
43	両親学級	妊婦とその夫や家族を対象とした妊娠・出産・育児・栄養に関する講義や実習、及び仲間づくりの場とし実施します。	保健環境課

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
44	幼児期の歯の健康づくりと推進	12～13か月児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児を対象に歯科衛生士による歯磨き指導を実施します。 また、歯科健診に合わせ、希望者へのフッ素塗布を実施します。	保健環境課
45	幼児フッ素塗布事業	就学前の歯予防を目的に、町立幼稚園・保育所の歯科健診に合わせ、希望者へのフッ素塗布を実施します。	保健環境課
46	妊婦健康診査事業	安全な出産に向けて、妊婦一般健康診査受診券を発行し、妊娠の継続を支援します。	保健環境課
47	妊婦歯科保健指導	両親学級のなかで妊娠期の歯科保健について支援します。	保健環境課
48	乳幼児突然死症候群予防対策	妊娠の届出・健診・相談等において、乳幼児突然死症候群の予防対策を推進します。	保健環境課
49	事故予防のパンフレット作成、配布	乳幼児健康診査会場等にて、事故防止のパンフレットの配布と説明を行います。	保健環境課
50	不妊に対する支援	不妊で悩んでいる町民に、必要に応じ専門機関等を紹介します。	保健環境課
51	不妊治療費助成事業	不妊治療にかかった費用を助成します。	保健環境課
(24)	子育てモバイルサービスの充実	再 掲	保健環境課

② 小児医療の充実

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
52	小児救急医療体制の確立	町内各医療機関と連携し、小児科医の確保、医療体制の確立や情報の提供に努めます。	保健環境課

③ 食育の推進

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
53	学校保健・給食	一人ひとりの児童・生徒が、健康の保持・増進ができるよう援助します。 学校給食の献立を工夫し、充実を図ります。	こども未来課
54	小中学生への食生活学習	食に関する指導を充実し、食の正しい知識と望ましい食習慣の形成を図ります。	こども未来課
55	乳幼児期における食育事業	健診・相談等の場において、望ましい乳幼児期の栄養や食習慣の形成を推進します。	保健環境課
56	未就学児食育教室	未就学児と保護者を対象に、講座や調理実習を実施し、望ましい食育を推進します。	保健環境課

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
57	親子食育教室	小学生と保護者を対象に講話や調理実習を実施し、望ましい食育を推進します。	保健環境課
(43)	両親学級	再 掲	保健環境課
58	郷土料理教室	郷土料理を作り伝え、郷土の素材・味を伝承するため、調理実習等を実施します。	保健環境課
59	食育推進ボランティア (食生活改善推進員)	食育事業・食育教室において、きめ細やかな食育の推進を図るため、食生活改善推進員の養成・育成を行います。	保健環境課

④ 思春期保健対策

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
60	性や性感染症・心の健康に関する知識の普及	学校・家庭・地域の連携による性や性感染症・心の健康に関する教育を推進します。	保健環境課 こども未来課
61	10代の飲酒・喫煙等の防止	保健体育や特別活動をはじめ学校教育全体を通じて、飲酒及び喫煙の防止に関する教材の配布及び指導を行い、10代の飲酒・喫煙防止の徹底に努めます。	こども未来課
62	不登校、いじめ等の問題に関するカウンセリング	情報交換・交流・各種相談事業等関係機関との連携を図りながら、不登校やいじめの問題に対して、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応を推進します。	こども未来課
63	喫煙、薬物乱用防止教育	薬物乱用防止教室や教育教材の配布を充実させます。 また、保護者や学校、関係者に対して研修会等を開催します。	保健環境課 こども未来課

① 学校教育の充実

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
64	学力向上対策	確かな学力を保障する学習指導充実のために、学力調査等の結果を活用するとともに、学力向上特配教員や学習支援員を配置し、きめ細かな学習指導の充実に努めます。	こども未来課
65	外部人材の導入	学校教育活動へ、学校お助け隊等の外部の人材を積極的に導入し、きめ細かな指導の充実を図ります。	こども未来課
66	道徳教育の推進と教員の指導力の確保	道徳教育の推進、教員の指導力の向上に努めます。	こども未来課
67	公立小中学校にスクールカウンセラー等の相談員を配置	児童生徒たちが悩み、不安等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう相談員を配置します。	こども未来課
68	文化活動や芸術鑑賞の機会の充実	子どもたちが本物の文化芸術に触れ、創造活動に参加することにより、感受性豊かな人間としての育成を図ります。	こども未来課
69	学校・家庭・関係団体が連携した地域ぐるみのサポート体制の整備	不登校対策等に対して、学校、家庭、関係機関が連携し、家庭への訪問指導等、地域ぐるみでサポートします。	住民福祉課 こども未来課
70	運動部活動等を通じた生涯スポーツの基礎づくり及び体力向上に資する事業	運動部活動を通じ、子どもたちがスポーツの楽しさ、爽快感、達成感等を体験する機会をつくり、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に努めます。	こども未来課
71	運動・スポーツ活動を楽しめる環境づくり	子どもたちが日常生活の中で家族や仲間と運動・スポーツの楽しさを気軽に楽しむことのできる環境づくりについて、学校・地域・家庭等が総合的に取り組みます。	生涯学習課 こども未来課
72	教職員研修機会の充実	生徒指導や教育相談に関する各種研修会等の充実を図り、教員の資質向上を図ります。	こども未来課
73	保育所・幼稚園と小学校の連携強化	子どもが保育所・幼稚園から小学校へ円滑に移行できるよう、連携を強化します。	こども未来課
74	教育内容及び方法の充実	幼児の成長の様子や大人たちの関わり方、幼稚園の果たす役割等について理解を深めるため、保護者と交流を図り幼児教育の充実に役立てます。	こども未来課

② 家庭や地域力の向上

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
75	幼稚園地域交流事業	幼稚園の開放を進める等、交流活動やPTA活動の活性化を推進します。	こども未来課
76	学校施設の地域住民への開放	地域ぐるみでのたくましい心豊かな児童生徒の育成を目的に、学校施設を地域住民に開放し地域ぐるみでの児童育成を目指します。	こども未来課
77	家庭教育に関する講座	幼稚園等において家庭教育に関する講座を実施します。	中央公民館
78	総合型地域スポーツクラブ「KEYAKI」の充実	体力や年齢、技術、興味等に応じて、いつでも、どこでもスポーツ活動を行うことができるよう生涯スポーツ社会の実現を目指します。	生涯学習課
79	図書館等における学習活動の支援	図書館事業の充実を図り、多様な学習活動を支援します。	中央公民館 こども未来課
80	学校お助け隊の推進	地域学校協働本部事業により、地域ボランティアの協力により、学校教育の充実を図ります。	生涯学習課 こども未来課

③ 学ぶ機会の創出

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
81	職場体験学習等によるキャリア教育の推進	地元事業所の協力を得て職場体験学習を実施する等、地域の教育力を活用し、進路や生き方について考え、勤労意識の高揚を図ります。	こども未来課
82	書店、コンビニエンスストア等における未成年者に対する有害雑誌・図書の販売抑制	メディア上の性・暴力等の有害情報について、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と協力し、自主規制を働きかけていきます。	生涯学習課 こども未来課
83	出会い系サイト等による犯罪被害防止対策	被害防止教室や教育関係者、プロバイダ等を交えたシンポジウムの開催、リーフレットの配布等、児童の犯罪防止のための広報啓発活動を推進します。	生涯学習課 こども未来課
84	アウトメディアの推進	子どもたちの健康と安全を守るため、家族との団らんの時間を増やし、メディアへの接触を減らす「アウトメディア推進委員会」が、学校・地域と連携して推進します。	生涯学習課 こども未来課
85	児童、生徒の赤ちゃんとの出会い・ふれあい交流事業	児童、生徒が赤ちゃんとの出会い、ふれあい、交流するよう努めます。	保健環境課 こども未来課 住民福祉課

① 多様な働き方への対応

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
86	家庭への啓発	セミナー等広報活動を通じ、男女共同参画や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備によって、働きやすい職場づくりの啓発活動に努めます。	企画政策課 観光商工課
87	再就職や再雇用の促進	各種機関で行っている再就職の支援に関する講座、教室のPRに努め、内容の充実を図ります。	観光商工課
(4)	ミニファミリー・サポート・センター事業	再 掲	住民福祉課

② しごとと子育ての両立

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
(4)	ミニファミリー・サポート・センター事業	再 掲	住民福祉課
(5)	放課後児童クラブの充実	再 掲	住民福祉課
(6)	放課後子ども教室	再 掲	住民福祉課
(15)	保育事業	再 掲	こども未来課
(16)	保育所の一時保育	再 掲	こども未来課
(17)	幼稚園の延長預かり保育	再 掲	こども未来課
(18)	障がい児保育事業	再 掲	こども未来課
(20)	低年齢児保育事業	再 掲	こども未来課

① 児童虐待防止の対策

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
88	児童虐待防止ネットワーク事業	児童虐待について、迅速な対応が可能となるよう教育、医療、保健、福祉及び司法等を含めたネットワークを整備し、被虐待児童の早期発見とサポートシステムを構築します。	住民福祉課 こども未来課 保健環境課
89	乳幼児健診における育児等健康支援事業	健診の場や家庭訪問により、相談等を実施します。	保健環境課
90	被害児童へのカウンセリング等の支援促進	児童虐待の早期発見に努めるとともに、被害を受けた児童へのカウンセリング等の支援、関係機関との連携強化等を推進します。	住民福祉課 こども未来課 保健環境課
(8)	育児支援事業	再 掲	保健環境課

② ひとり親家庭の支援

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
91	母子(父子)家庭等福祉医療費給付事業の実施	母子(父子)家庭の親と子を対象とした医療費の自己負担分助成による経済的支援を実施します。(県補助は所得税非課税世帯を対象に実施)	住民福祉課

③ いじめ、不登校及びひきこもり対策

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
(62)	不登校、いじめ等の問題に関するカウンセリング	再 掲	こども未来課

④ 障がい児施策の充実

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
92	障がい児福祉計画との調和	障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ等、関連計画として調和を図ります。	住民福祉課
93	障がい児教育の充実	障がいをもつ児童・生徒が、その個性や能力を最大限に伸ばし、社会的自立が図れるよう特別支援教育の充実を図るとともに、学校や地域との連携を強化し、理解や協力体制を確立します。 障がいや発達の遅れがある児童・生徒の状況に対応して適切な特別支援学級の配置を推進し、就学援助等障がい児の保護者が抱える教育負担の軽減に努めます。	こども未来課
94	障がい児保育	保育従事者の療育に関する専門知識の向上を図るとともに、障がい児に対する保育内容の充実に努めます。	こども未来課
95	障害児通園（デイサービス）事業の充実	障がい児に対し、通園の方法により日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。「渋川市ひまわり園」	住民福祉課
96	児童発達支援	通所利用の未就学の児童に対して、身近な療育の場を提供します。	住民福祉課
97	放課後デイサービスの充実	就学中の障がい児に対し、放課後や長期休業中における生活能力の向上のための訓練の場を継続的に提供します。	住民福祉課
98	保育所等訪問支援事業	保育所等を利用する障がい児に対し、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等への安定した利用を促進します。	住民福祉課
99	重度心身障害者福祉医療費給付事業	重度の障がいのある児童（者）の医療費の自己負担分を給付し経済的負担を軽減します。	住民福祉課
100	LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等のある子どもに対する総合的な教育支援体制の整備	通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対して総合的な教育支援体制を整備します。	こども未来課
101	中央児童相談所と保健・医療機関との連携強化	中央児童相談所による巡回相談の実施とともに、適切な療育サービスを提供できるよう関係機関との連携強化に努めます。	住民福祉課 こども未来課
102	保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ	通園施設等で療育訓練の効果があり、集団における保育が望ましい乳幼児に対しては、保育所や幼稚園等と連携しながら、発達段階に応じた施設利用の相談を行います。	住民福祉課 こども未来課

① 居住環境の向上

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
103	生活環境の整った宅地の造成と分譲	若者の定住希望者に対する安価な宅地の提供等持ち家促進を支援します。	総務課
104	定住促進	住宅取得に係る費用の一部の補助や住宅リフォームに対する補助等を行い、定住を促進します。	企画政策課 観光商工課

② 交通環境の向上

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
105	道路交通環境整備	カーブミラーや道路照明・防護柵等の設置等を整備して行きます。	総務課 建設課
106	スクールバスの運行充実	スクールバスによる児童や生徒の送迎を継続するとともに、運行の充実を図ります。	こども未来課
107	公共交通輸送機関の充実	鉄道やバス等の利用しやすい環境づくりに努めます。	企画政策課 建設課

③ 施設のバリアフリー化

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
108	交通バリアフリー基本構想の検討	障がいを持つ児童や家族等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図ります。	企画政策課 建設課
109	ユニバーサルデザインによるトイレの設置	公園等の施設に障がい児や子ども連れでも利用しやすいトイレの整備等を図ります。	建設課
110	交通安全教育	保育所、幼稚園、小学校及び中学校での交通安全教育はもとより、子ども会行事等を通して、交通安全教育を推進します。	こども未来課

④ 交通安全運動の推進

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
(110)	交通安全教育	再 掲	こども未来課
111	チャイルドシートの正しい使用の徹底	吾妻地区交通安全推進本部においてチャイルドシートの正しい使用を指導します。また、チャイルドシートの再利用を積極的に実施・拡充します。	総務課
112	チャイルドシート購入補助金	1歳未満の乳児に購入したチャイルドシートの費用を一部補助します。	保健環境課
113	交通指導員等による交通事故等防止	歩行者に関わる防犯・交通事故を未然に防ぐため、通学路の交通指導や各種行事の際の交通整理、誘導を行います。	こども未来課 総務課
114	中之条地域安全パトロール「見守り隊」の支援	地域老人クラブの協力により、児童の下校時の安全を見守ります。	こども未来課

⑤ 防犯対策

No.	施策又は事業名	概 要	所管課
115	街路灯、防犯灯の整備	各地区に街路灯や防犯灯の整備を促進します。	総務課 観光商工課
116	関係機関・団体との情報交換	子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、犯罪手口等の情報について、関係機関・団体との情報交換を推進します。	総務課 こども未来課 生涯学習課
117	パトロール活動	防犯ボランティア活動に対して、地域安全情報の提供を含め、適切な指導助言を行うとともに、警察官に同行しての合同パトロールを実施します。	総務課
118	「子ども安全協力の家」の普及・促進	「子ども安全協力の家」の普及を促進し、子どもが気軽に立ち寄れる環境づくりに努めます。	こども未来課
(114)	中之条地域安全パトロール「見守り隊」の支援	再 掲	こども未来課

⑥ 相談体制の充実

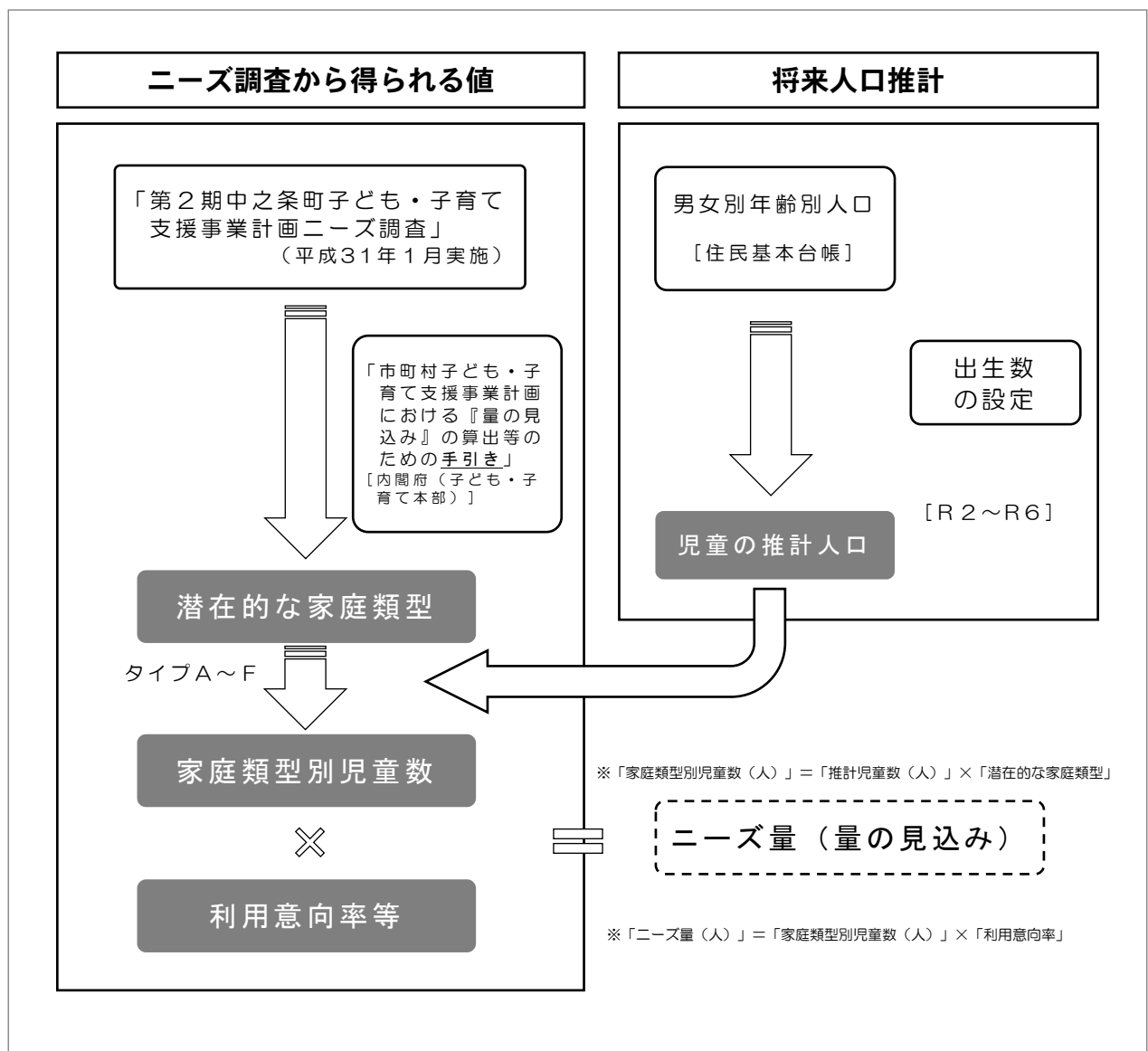
NO.	施策又は事業名	概 要	所管課
119	教育相談体制	幼児、児童・生徒の心と体の健全な育成と教育の充実のために、相談体制の充実を図ります。	こども未来課
120	相談員による相談事業	スクールカウンセラーや教育相談員等による相談事業の充実を図ります。多様な相談機会の提供を図ります。	こども未来課



3. 量の見込みと確保方策

3-1 家庭類型の算定

(1) 算定フロー



算定フロー図

(2) 家庭類型とは

「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」〔内閣府〕（以下、「手引き」という。）に基づき、ニーズ調査の対象者を家庭類型に分類します。

なお、中之条町における就労時間の下限時間は、第1期計画と同様に64（時間/月）に設定しました。

■ 家庭類型図

母親の就労状況 父親の就労状況		フルタイム 就労	パートタイム就労			就労して いない
			120時間 以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		B	C	C'		D
パート タイム 就 労	120時間以上	C	E	E'		
	120時間未満 64時間以上					
	64時間未満	C'				
就労していない		D				F

■ 家庭類型の説明

家庭類型のタイプ	就労状況 〔父の就労状況×母の就労状況〕	摘 要
タイプA	ひとり親家庭	
タイプB	フルタイム × フルタイム	
タイプC	フルタイム × パートタイム	父又は母のパートタイム就労時間が、120時間以上及び64～120時間の一部
タイプC'	フルタイム × パートタイム	父又は母のパートタイム就労時間が、64時間未満及び64～120時間の一部
タイプD	専業主婦（夫）	
タイプE	パートタイム × パートタイム	父かつ母のパートタイム就労時間が、120時間以上及び64～120時間の一部
タイプE'	パートタイム × パートタイム	父かつ母のパートタイム就労時間が、64時間未満及び64～120時間の一部
タイプF	無業 × 無業	

(3) 家庭類型の結果

ニーズ調査の対象者は、手引きに基づき、“現在”と、母親の就労希望を踏まえた“潜在的な家庭類型”に分類されます。

① 現在の家庭類型【0～2歳】

母親 父親		フルタイム就労	パートタイム就労			就労していない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 28	タイプ C 10	タイプ C'	タイプ D 22	
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 0	タイプ E 0	タイプ E'		
	120時間未満 64時間以上	タイプ C'	0			
	64時間未満	0				
就労していない		タイプ D 0			タイプ F 1	

* タイプ A = 5 人 （無効 3、計 70 人）

② 潜在的な家庭類型※【0～2歳】

母親 父親		フルタイム就労	パートタイム就労			就労していない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 30	タイプ C 11	タイプ C' 0		タイプ D 20
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 0	タイプ E 0	タイプ E' 0		
	120時間未満 64時間以上	タイプ C' 0				
	64時間未満					
就労していない		タイプ D 1				タイプ F 0

* タイプ A = 5 人 （無効 3、計 70 人）

※「潜在的な家庭類型」とは：例えば、母親が、現在、パートタイムで就労しているが、希望としては「フルタイム就労したい」と思っている。このような状況を反映させた類型。

③ 現在の家庭類型 [3 ～ 5 歳]

母親 父親		フルタイム就労	パートタイム就労			就労していない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 45	タイプ C 36		タイプ C' 8	タイプ D 25
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 1	タイプ E 0		タイプ E' 1	
	120時間未満 64時間以上	タイプ C' 0				
	64時間未満					
就労していない		タイプ D 0				タイプ F 0

* タイプ A = 15 人 （無効 4、計 135 人）

④ 潜在的な家庭類型※ [3 ～ 5 歳]

母親 父親		フルタイム就労	パートタイム就労			就労していない
			120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
フルタイム就労		タイプ B 49	タイプ C 33		タイプ C' 10	タイプ D 22
パート タイム 就 労	120時間以上	タイプ C 1	タイプ E 0		タイプ E' 1	
	120時間未満 64時間以上	タイプ C' 0				
	64時間未満					
就労していない		タイプ D 0				タイプ F 0

* タイプ A = 15 人 （無効 4、計 135 人）

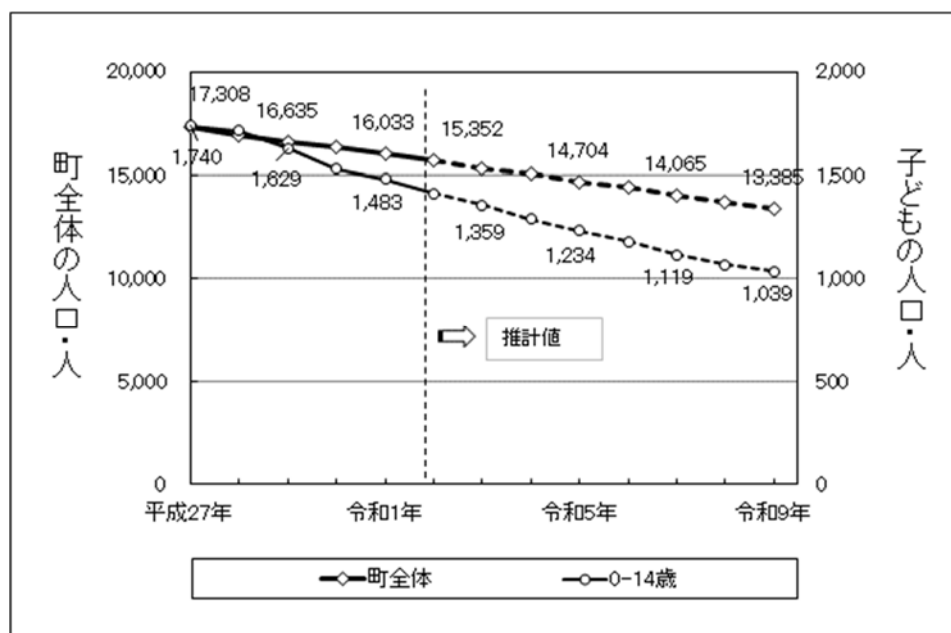
※「潜在的な家庭類型」とは：例えば、母親が、現在、パートタイムで就労しているが、希望としては「フルタイム就労したい」と思っている。このような状況を反映させた類型。

(4) 将来推計人口の算定

「住民基本台帳」(3月31日現在、中之条町)をベースに将来人口を推計しました。推計方法は、コーホート変化率法です。

結果をみると、令和9年には、約14,000人を下回ります。

また、子どもの人数は、各年代とも減少しています。



■ 児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)
令和元年	82人	69人	81人	88人	77人	82人	97人	86人
令和2年	65人	87人	67人	80人	87人	77人	83人	97人
令和3年	63人	70人	85人	66人	79人	87人	78人	83人
令和4年	61人	68人	68人	84人	64人	79人	88人	78人
令和5年	59人	66人	66人	67人	82人	63人	80人	88人
令和6年	58人	63人	64人	65人	66人	82人	64人	80人
令和7年	56人	62人	61人	63人	64人	65人	83人	64人
令和8年	54人	60人	60人	60人	62人	63人	66人	83人
令和9年	54人	58人	58人	59人	59人	61人	64人	66人

	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	12歳児 (中1)	13歳児 (中2)	14歳児 (中3)
令和元年	105人	118人	110人	112人	128人	118人	130人
令和2年	86人	104人	117人	110人	111人	127人	118人
令和3年	97人	85人	103人	117人	109人	110人	127人
令和4年	83人	96人	84人	103人	116人	109人	110人
令和5年	78人	82人	95人	83人	102人	115人	108人
令和6年	88人	77人	81人	95人	82人	101人	115人
令和7年	80人	87人	76人	81人	94人	82人	101人
令和8年	64人	79人	86人	77人	80人	94人	81人
令和9年	83人	63人	78人	86人	77人	80人	93人

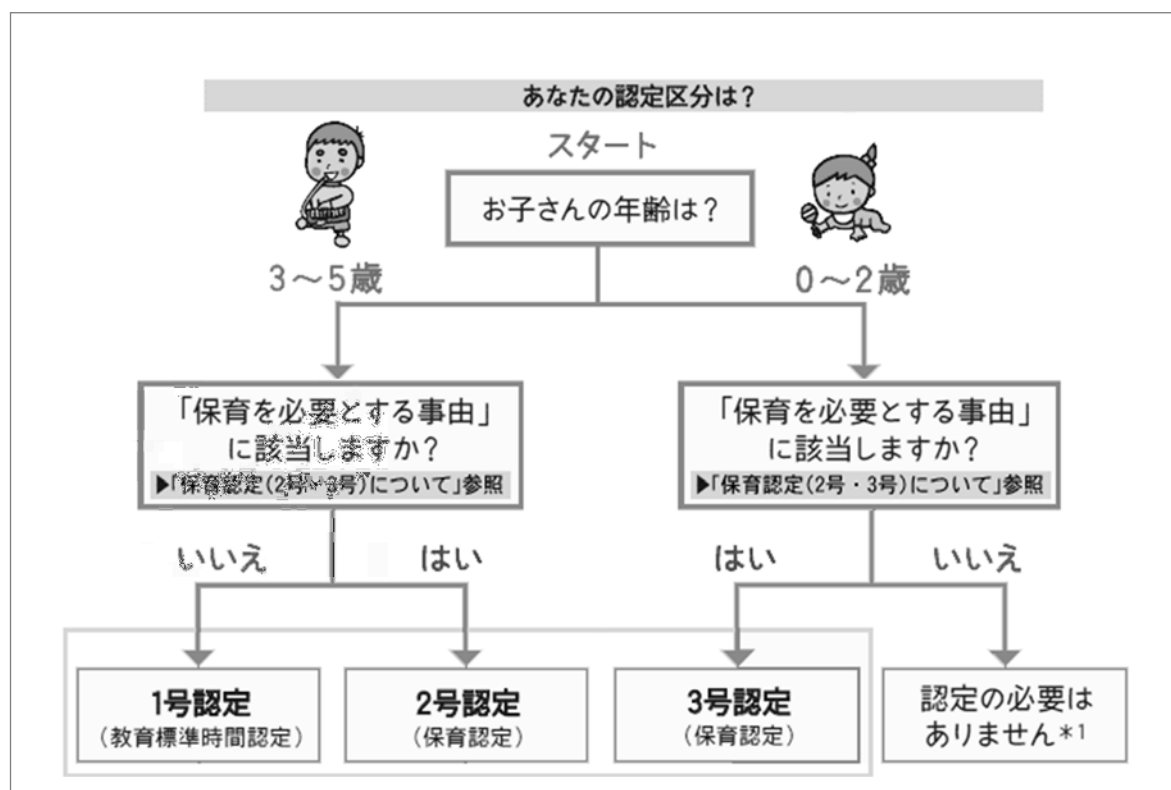
資料:「住民基本台帳」(中之条町)

3-2 教育・保育サービスの量の見込み及び確保方策

(1) 制度の説明

① 認定区分について

幼稚園や保育所の利用希望があるとき、町から利用のための認定を受ける必要があります。



▼「保育認定(2号・3号)について」は、以下の(ア)と(イ)が考慮されます。

(ア) 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。(【】内は新たに加えられた事由)

- ・就労(フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働等】)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・【求職活動(起業準備を含む)】
- ・【就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)】
- ・【虐待やDVのおそれがあること】
- ・【育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること】
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(イ) 保育の必要量

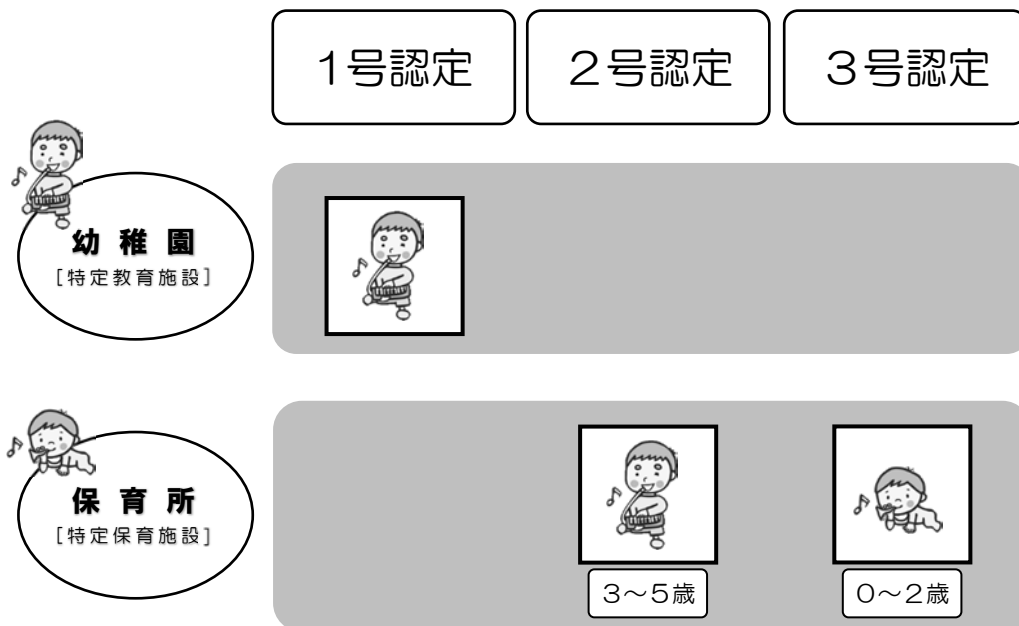
保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」認定＝最長11時間(フルタイム就労を想定した利用時間)
- b 「保育短時間」認定＝最長8時間(パートタイム就労を想定した利用時間)

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月あたり64時間です。

② 施設の種類と認定区分

中之条町では、認定と施設の関係は、以下のようになります。



(2) 特定教育及び保育施設の確保方策

第1期計画と同様に、特定教育（幼稚園）及び特定保育施設（保育所）ともに、現施設で量の見込みが確保され、広域調整は不要と考えます。

保育所入所のうち、学校教育の利用ニーズ〔2号認定（教育ニーズ）〕に対しては、延長預かり保育により対応します。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
量 の 見 込 み （ ニ ー ズ 量 ）	1号認定 ①	60	57	55	52	52	
	2号認定 ②=③+④	175	166	163	152	153	
	教育ニーズ ③	30	29	28	26	26	
	保育ニーズ ④	145	138	135	126	127	
	3号認定 ⑤=⑥+⑦	43	44	39	37	36	
	0歳 ⑥	4	4	3	3	3	
	1・2歳 ⑦	40	40	35	34	33	
	合 計 ⑧=①+②+⑤	278	267	257	241	241	
特定 教育 施設	需要量 ⑨=①+③	90	85	83	78	78	
	供給量 ⑩	355	355	355	355	355	幼稚園の定員 （中之条幼稚園190+沢田幼稚園95+ 六合こども園70）
	需給バランス ⑪=⑩-⑨	+265	+270	+272	+277	+277	
	確保方策	供給量が需要量を上回っている。 現状維持を基本とする。					
特定 保育 施設	需要量 ⑫=④+⑤	188	181	173	163	163	
	供給量 ⑬	300	300	300	300	300	保育所（園）の定員 （中之条保育所120+伊勢町保育所 120+六合こども園60）
	需給バランス ⑭=⑬-⑫	+112	+119	+127	+137	+137	
	確保方策	供給量が需要量を上回っている。 現状維持を基本とする。					

3-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

各事業ごとに需給バランスに対する確保方策を示します。

(1) 利用者支援事業

量の見込みは、第1期計画から継続的に1箇所です。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(箇所) ①	1	1	1	1	1	事業実施個所とする。
供給量	事業実施箇所(箇所) ②	1	1	1	1	1	事業実施個所とする。
	需給バランス(箇所) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるので、現状維持を基本とする。					

「利用者支援事業」：

- ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

(2) 地域子育て支援拠点事業

需要量は、量の見込みではなく、利用意向回数に着目しました。利用意向回数は、ニーズ調査の分析によれば5.9（回/月）です。

供給量として、各施設の開設回数を月あたり20日にすると、供給量が需要量を上回ることになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人回/月)	964	960	867	841	815	子育て家庭からの育児不安等の相談、子育てサークル等の活動支援、保育サービスの情報提供等を保育士が行っている。
	利用意向回数(回/月) ①	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	類型別に利用意向を算出する過程から得た値。参考に「ニーズ調査」-「問17」及び「問18」から、「今後回数を増やしたい」や「今後利用したい」というニーズを分析すると5.9(回/月)になっている。
供給量	各施設の開設回数(回/月) ②	20	20	20	20	20	月当たり20日とする。
需給バランス(回/月) ③=②-①		+14.1	+14.1	+14.1	+14.1	+14.1	
確保方策		平日(20日)に相談等を実施すると、月利用回数の平均=5.9(回)を上回っていることになる。よって、現状維持することを基本とする。					

「地域子育て支援拠点事業」：

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

(3) 妊婦健診

需要量（量の見込み）は、過去の実績から将来推計しています。

供給量（対応可能数）は、平成30年度の健診対応実績にすると、供給量が需要量を上回るようになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人回/年) ①	850	837	825	813	803	健診数が出生数と相関があるものと仮定して、過去の出生数の傾向から健診数を推計した。
供給量	対応可能数(人回/年) ②	880	880	880	880	880	現体制を維持するものとし、平成30年度の実績を対応可能数とする。
需給バランス(人回/年) ③=②-①		+30	+43	+55	+67	+77	
確保方策		供給量が需要量を上回っており、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「妊婦健診」：

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

需要量（量の見込み）は、過去の実績から将来推計しています。

供給量（対応可能数）は、過去5年間の最大値（平成28年度時）にすると、供給量が需要量を上回るようになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人) ①	85	83	82	81	80	
供給量	対応可能数(人) ②	86	86	86	86	86	現体制を維持するものとし、過去5年間で最大の実績を対応可能数とする。
需給バランス(人) ③=②-①		+1	+3	+4	+5	+6	
確保方策		供給量が需要量を上回っており、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「乳児家庭全戸訪問事業」：

- ・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

(5) 養育訪問支援事業

需要量（量の見込み）は、平成30年度の実績としました。

供給量（対応可能数）は、平成30年度の実績にすると、供給量が需要量を上回ることになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人) ①	5	5	5	5	5	
供給量	対応可能数(人) ②	5	5	5	5	5	現体制を維持するものとし、平成30年度の実績を対応可能数とする。
	需給バランス(人) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	需給バランスが保たれるので、現状維持を基本とする。					

「養育訪問支援事業」：

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

(6) 一時預かり（幼稚園在園児）事業

需要量（量の見込み）は、ニーズ調査結果を手引きに基づいて推計しています。

供給量（受け入れ可能人数）は、事業実施園の実績を考慮すると、供給量が需要量を上回ることになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	1号認定による利用 量の見込み(人日) ①	1,506	1,432	1,401	1,309	1,315	3～5歳以下家庭のみ。
供給量	実施施設数(箇所) ②	3	3	3	3	3	幼稚園3園。
	年間実施日数(日/年) ③	240	240	240	240	240	平日。
	1園1日当たり受け入れ可 能人数(人/日/箇所) ④	2	2	2	2	2	設定値。
	受け入れ可能人数 (人日) ⑤=②×③×④	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	
需給バランス(人日) ⑥=⑤-①		- 66	+8	+39	+131	+125	
(参考)	2号認定による利用を除いた 量の見込み(人日) ⑦	(5,705)	(5,536)	(5,245)	(4,960)	(4,921)	上記①にその他の希望を加えた 値。
	受け入れ可能人数 (人日) ⑧	(5,899)	(5,899)	(5,899)	(5,899)	(5,899)	過去の実績の最大値。この量は供 給可能とする。
	需給バランス(人日) ⑨=⑧-⑦	(+194)	(+363)	(+654)	(+939)	(+978)	
確保方策		供給量が需要量を上回っており、供給量も過剰では ないため、現状維持を基本とする。					

「一時預かり（幼稚園在園児）」：

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(7) 一時、援助、トワイライト事業

ここでは、一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）、ファミリーサポートセンター事業（病児・緊急対応強化事業除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の検討になります。

需要量（量の見込み）は、ニーズ調査結果を手引きに基づいて推計しています。

供給量（受け入れ可能人数）は、保育所（2箇所）の実績を考慮すると、供給量が需要量を上回ることになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	2号認定による利用量の見込み(人日) ①	6,849	6,513	6,372	5,951	5,979	3～5歳以下家庭のみ。
供給量	実施施設数(箇所) ②	2	2	2	2	2	保育所、2箇所。
	年間実施日数(日/年) ③	288	288	288	288	288	平日＋土曜日。
	1保育所1日当たり受け入れ可能人数(人/日/箇所) ④	12	12	12	12	12	設定値。
	受け入れ可能人数(人日) ⑤=②×③×④	6,912	6,912	6,912	6,912	6,912	
需給バランス(人日) ⑥=⑤-①		+63	+399	+540	+961	+933	
(参考)	利用実績に基づき推計した量の見込み(人日) ⑦	(+251)	(+258)	(+264)	(+270)	(+275)	
	需給バランス(人日) ⑧=⑤-⑦	(+6,661)	(+6,654)	(+6,648)	(+6,642)	(+6,637)	
確保方策		供給量が需要量を上回っており、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「一時預かり、子育て援助活動支援（ファミリーサポートセンター事業）、子育て短期支援（トワイライト）事業」：

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

需要量（量の見込み）は、過去の実績から0人です。

よって、確保方策は、基本的に事業実施しないものとしますが、要望に応じて検討します。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	0	0	0	0	0	
供給量	受け入れ可能人数(人日) ②	0	0	0	0	0	
	需給バランス(人日) ③=②-①	0	0	0	0	0	
	確保方策	—					

「子育て短期支援事業（ショートステイ）」：

- ・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）

需要量（量の見込み）は、ニーズ調査結果を手引きに基づいて推計しています。

第1期計画も同様にニーズがありましたが、このサービスや施設の供給をぜすとも、既存サービス又は周辺の方々等でカバーされている模様です。

よって、確保方策は、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	111	108	101	96	95	0～5歳以下家庭のみ。
供給量	対応可能数(人回/年) ②=③+④	0	0	0	0	0	
	病児保育事業 ③	0	0	0	0	0	
	子育て援助活動支援事業 [ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)] ④	—	—	—	—	—	
	需給バランス(人) ⑤=②-①	-111	-108	-101	-96	-95	
	確保方策	算定上の需要はあるが現実性が低い(第1期計画同様)。よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業の検討を行う。					

「病児保育事業（病児・病後児保育）」：

- ・病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕

需要量（量の見込み）は、ニーズ調査結果を手引きに基づいて推計しています。

第1期計画も同様にニーズがありましたが、このサービスや施設の供給をせずとも、既存サービス又は周辺の方々等でカバーされている模様です。

よって、確保方策は、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業を検討します。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	15	15	14	14	13	
	低学年 ②	15	15	14	14	13	(6～8歳以下家庭のみ)
	高学年 ③	0	0	0	0	0	(9～11歳以下家庭のみ)
供給量	受け入れ可能人数(人) ②	0	0	0	0	0	
	需給バランス(人) ③=②-①	-15	-15	-14	-14	-13	
	確保方策	算定上の需要はあるが現実性が低い(第1期計画同様)。よって、実際のニーズの高まりに合わせて新規事業の検討を行う。					

「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)」：

- ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

(11) 延長保育

需要量（量の見込み）は、ニーズ調査結果を手引きに基づいて推計しています。

供給量（受け入れ可能人数）は、保育所（2箇所）の実績を考慮すると、供給量が需要量を上回ることになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①	7	7	6	6	6	
供給量	実施保育園数(箇所) ②	2	2	2	2	2	保育所、2箇所。
	1日当たり受け入れ可能人数(人/日/箇所) ③	3	3	3	3	3	設定値。
	受け入れ可能人数(人日) ④=②×③	6	6	6	6	6	
	需給バランス ③=④-①	-1	-1	0	0	0	
	確保方策	令和2年度及び令和3年度は、供給量が不足しているが、以降、供給量が需要量を上回っている。 現状維持を基本とする。					

「延長保育」：

- ・ 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

需要量（量の見込み）は、ニーズ調査結果を手引きに基づいて推計しています。

供給量（受け入れ可能人数）は、平成30年度における登録児童数にすると、供給量が需要量を上回ることになります。

よって、現状維持を基本とします。

	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	摘 要
需要量	量の見込み(人日) ①=②+③	68	65	62	59	57	
	低学年 ②	36	35	34	34	32	
	高学年 ③	32	30	28	25	25	
供給量	受け入れ可能人数(人) ④	175	175	175	175	175	平成30年度の登録児童数。
需給バランス(人) ⑤=④-①		+107.0	+110.0	+113.0	+116.0	+118.0	
確保方策		供給量が需要量を上回っており、供給量も過剰ではないため、現状維持を基本とする。					

「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」：

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。



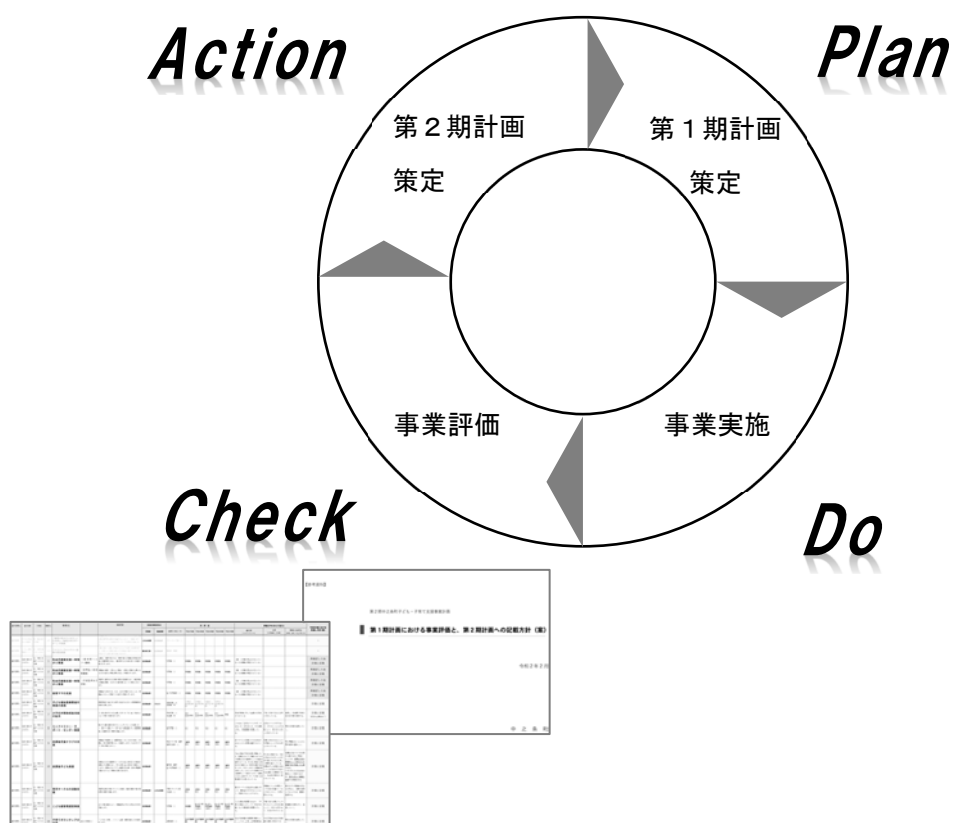
4. 事業推進体制

4-1 子ども・子育て会議による進捗管理

第1期計画が、平成26年度に策定（Plan）された後、子どもに関する様々な施策や事業が行われてきました（Do）。

今年度は、これらの施策や事業に対して、庁内連携のもと事業評価を実施し（Check）、子ども・子育て会議を経て計画を見直しました（Action）。この一連のプロセスを進捗管理と考えます。

「中之条町子ども・子育て会議」は、この分野における町の中心的なメンバーで構成されており、重要な役割を担っています。



4－2 計画及び事業等の周知

(1) 町民への周知

本計画を公表するとともに概要版を町民に配布します。

広報やホームページ等を通じて、広く内容の周知を図ります。

また、随時、窓口にて対応・周知します。

(2) 事業者等への周知

事業者、ボランティア、NPO等について、できる限り町民と同様に周知します。

(3) 職員への周知

本計画に位置づけられた施策や事業を担う部署だけでなく、各部署にも周知を図り、庁内連携に努めます。



5. 資料

資料Ⅰ 中之条町子ども・子育て会議設置要綱

（設置）

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項第3号に基づき、中之条町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務を処理するとともに、施策について町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、事務及び施策に関し、必要に応じ町長及び教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- （1）保護者代表
- （2）福祉関係者
- （3）教育関係者
- （4）幼稚園・保育所関係者
- （5）学識経験者
- （6）その他町長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員会）

第5条 子ども・子育て会議には会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを決める

2 会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じ議事に関係する者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務は、住民福祉課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

資料２ 中之条町子ども・子育て会議委員名簿

N0.	所 属 等	備 考
1	主任児童委員代表	福祉関係者
2	中之条幼稚園長	幼稚園・保育所関係者
3	沢田幼稚園長	幼稚園・保育所関係者
4	六合こども園長	幼稚園・保育所関係者
5	伊勢町保育所長	幼稚園・保育所関係者
6	中之条保育所長	幼稚園・保育所関係者
7	管内小中学校長代表	学識経験者
8	こども未来課長	教育関係者
9	学童保育所ろばの子クラブ代表	福祉関係者
1 0	ひまわり学童保育所理事長	福祉関係者
1 1	子育てサークル代表	福祉関係者
1 2	伊勢町保育所保護者代表	保護者代表
1 3	中之条保育所保護者代表	保護者代表
1 4	中之条幼稚園 P T A 代表	保護者代表
1 5	沢田幼稚園 P T A 代表	保護者代表
1 6	六合こども園 P T A 代表	保護者代表

資料3 中之条町の状況

(1) 将来人口推計

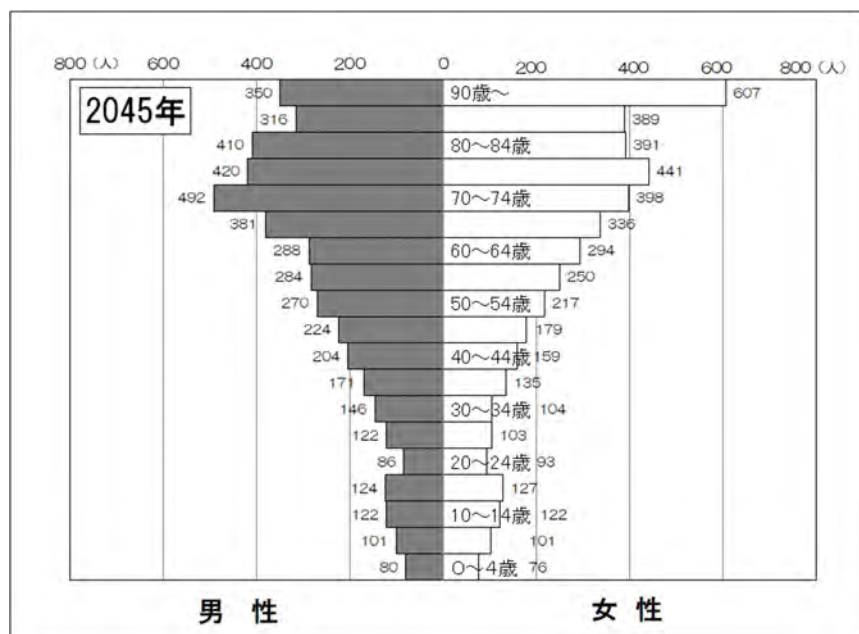
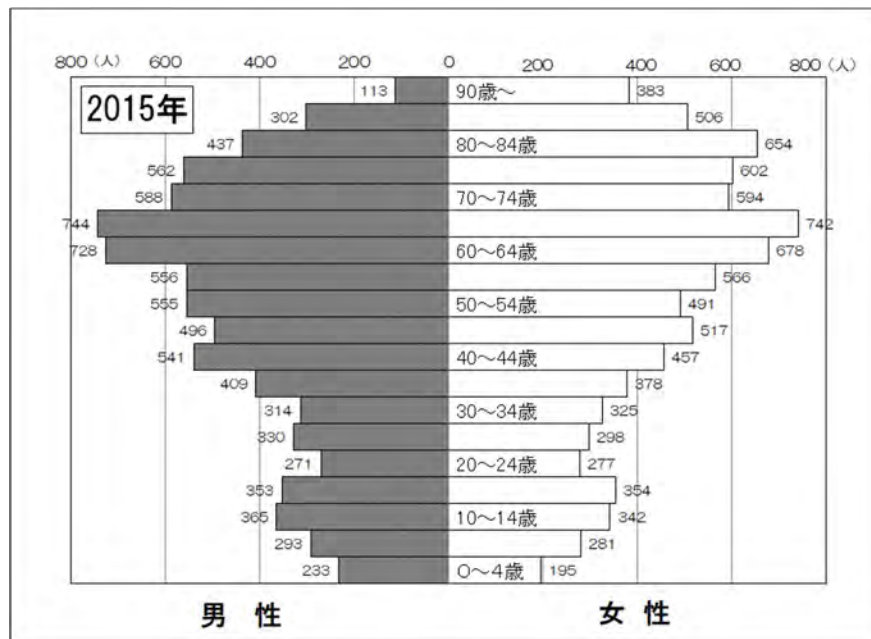
現在、町が策定中（2020年2月末日に案公開）の人口ビジョンによると、10年後〔2030年〕の目標人口は、約13,200人に設定され、人口減少がすすむことがわかります。

また、年齢階層別人口（次ページ）をみると、少子高齢化が顕著であることがわかります。



資料：「第2期中之条町人口ビジョン・総合戦略（案）」（令和2年3月、中之条町）

■中之条町の人口ピラミッド

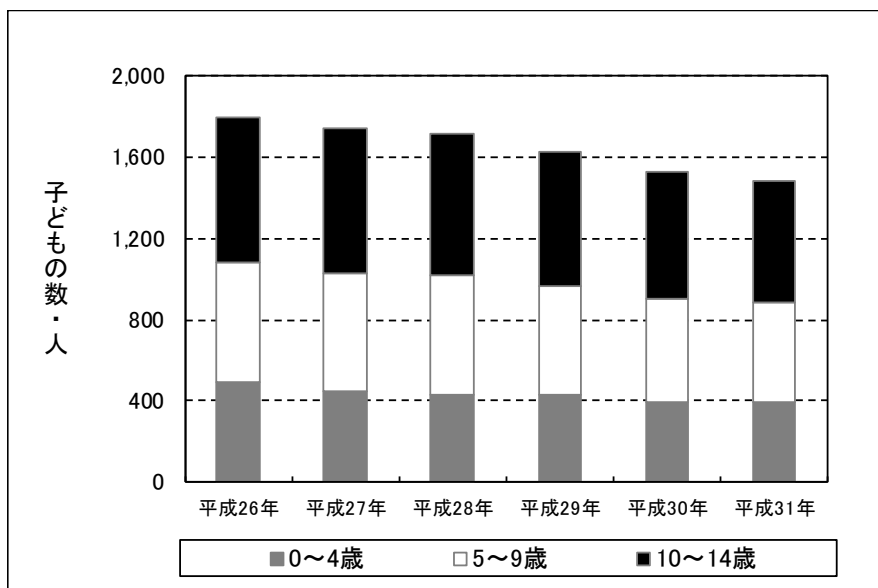


資料：「第2期中之条町人口ビジョン・総合戦略(案)」(令和2年3月、中之条町)

(2) 子どもの数の動向

町における15歳未満の子どもの数は減少しており、平成31年に約1,500人です。

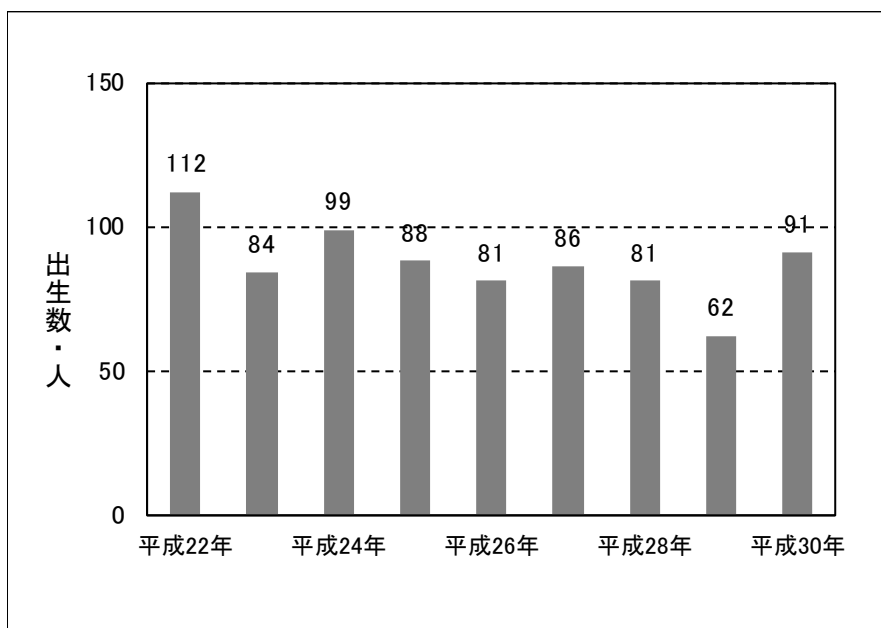
また、5歳階級別みると、第1期計画では年齢が低いほど減少傾向にありましたが、ここ6年では、5歳階級の構成比に変化がありません。



資料:「住民基本台帳」(4月1日現在、中之条町)

(3) 出生数の動向

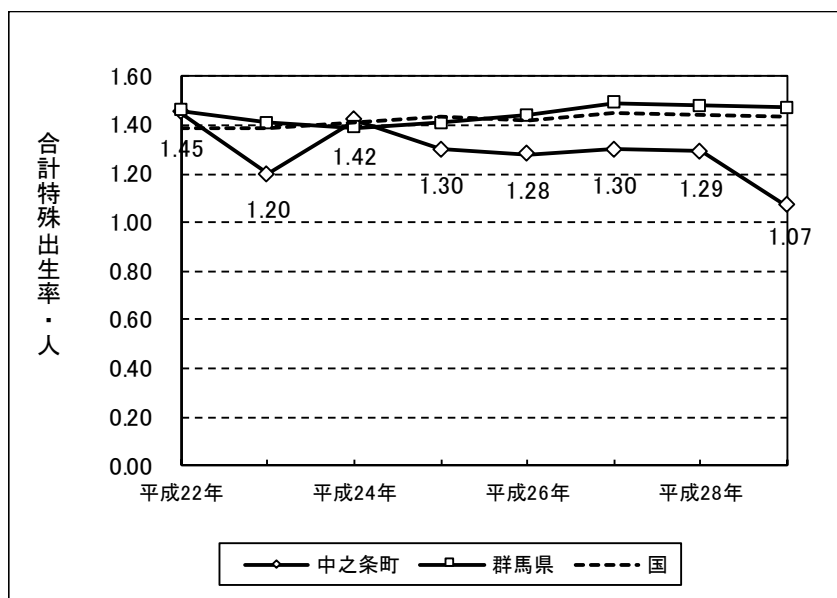
町の出生数はバラつきがありますが、80～100人程度で推移しています。平成30年に91人になっています。



資料:「群馬県人口動態調査」(群馬県)

(4) 合計特殊出生率の動向

町の合計特殊出生率は、国及び群馬県より低くなっています。特に平成29年度は、1.07で最も低くなっています。

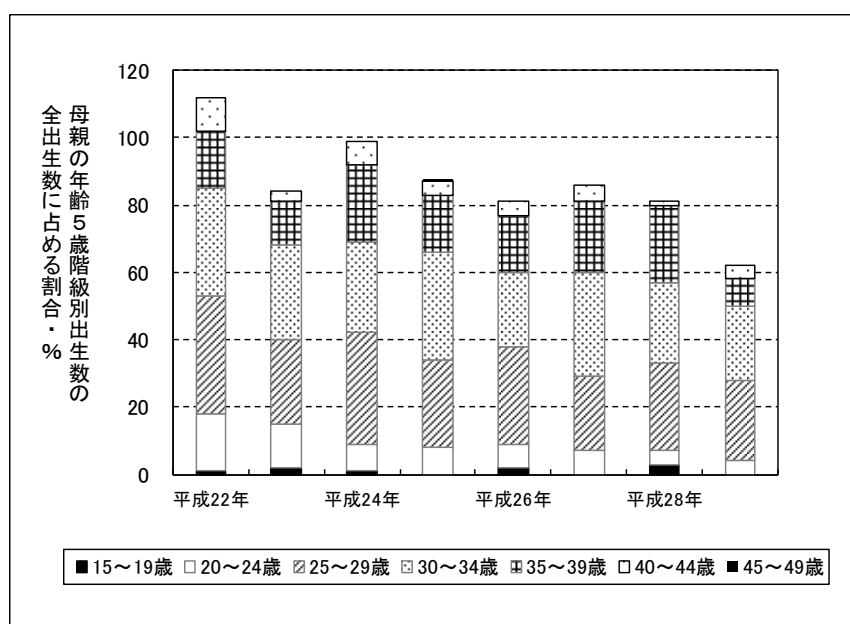


資料：「健康福祉統計資料」-「群馬県の人口動態統計概況」

(5) 母の年齢階級別出生率

町における母の年齢階級別の出生率の経年的な変化をみると、20～24歳が低下していますが、30～34歳が上昇しています。

よって、出産年齢が高くなっていると思われます。

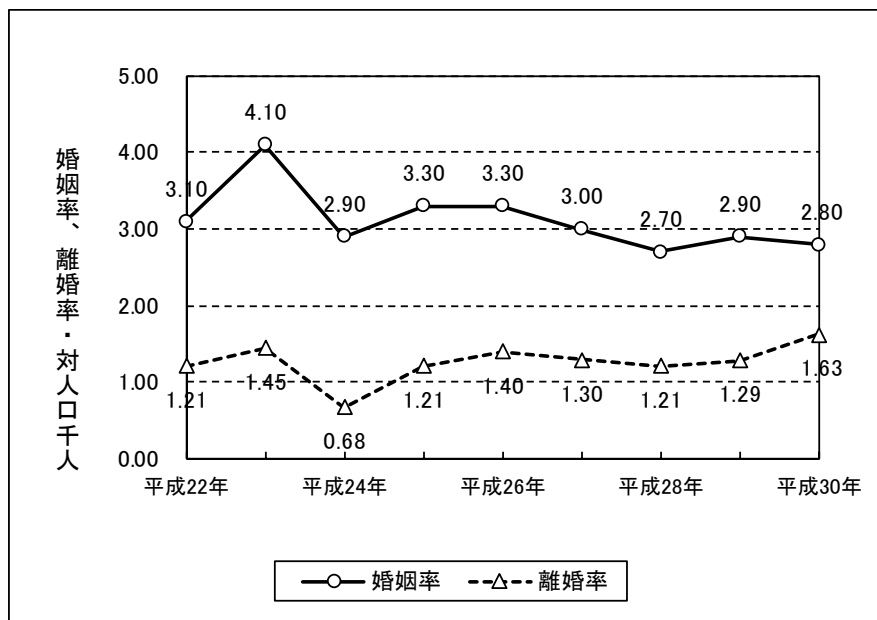


資料：「群馬県人口動態調査」(平成22～24年出生数、群馬県)
「住民基本台帳」(中之条町)

(6) 婚姻と離婚の動向

町における婚姻率（人口千人あたりの婚姻数）は、横ばいに推移しています。これは、国や県より低くなっています。

また、離婚率は、平成30年に1.63(概数)になっており、国や県と同程度です。

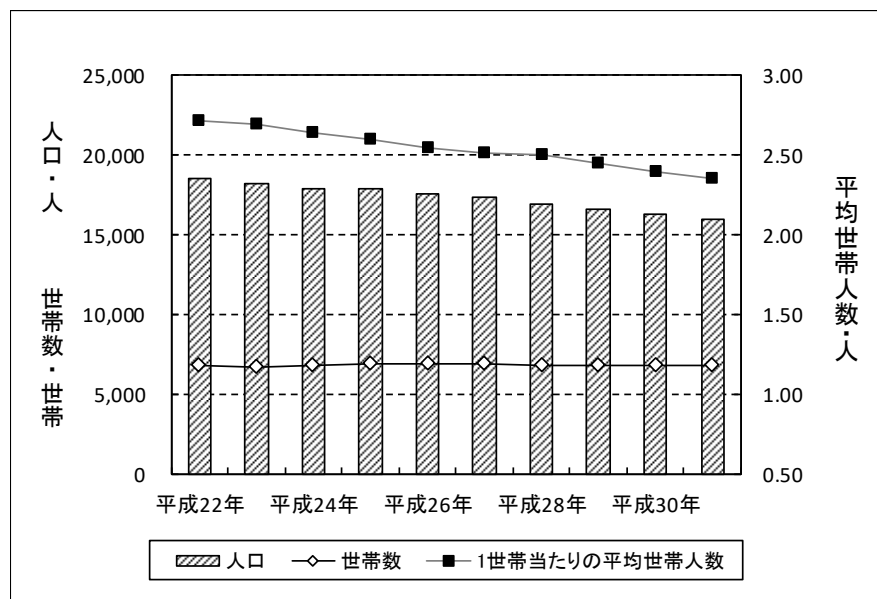


資料：「健康福祉統計資料」-「群馬県の人口動態統計概況」(確定数)。平成30年のみ概数。

(7) 世帯数の動向

町の総世帯数は約6,000世帯で推移していますが、1世帯あたりの平均世帯人数は減少を続け、平成31年度には2.35人となっています。

よって、第1期計画と同様に核家族化、少子化が進んでいると考えられます。

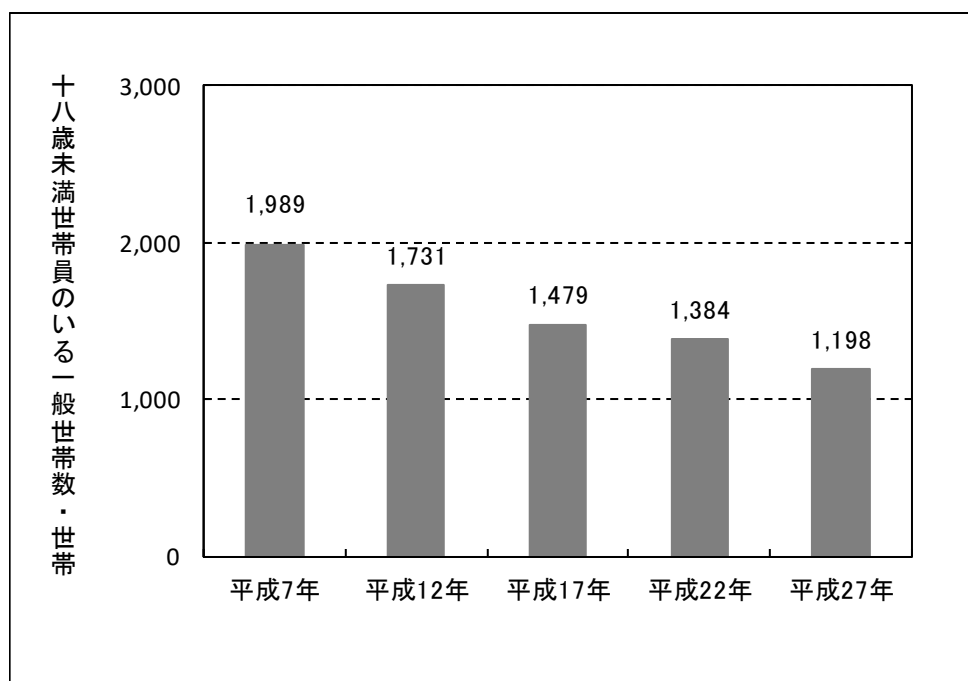


資料：「中之条町公式HP」-「住民基本台帳」(中之条町)

(8) 子どものいる世帯

町において、18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、平成7年に約2,000世帯でしたが、平成27年に約1,200世帯に減少しました。

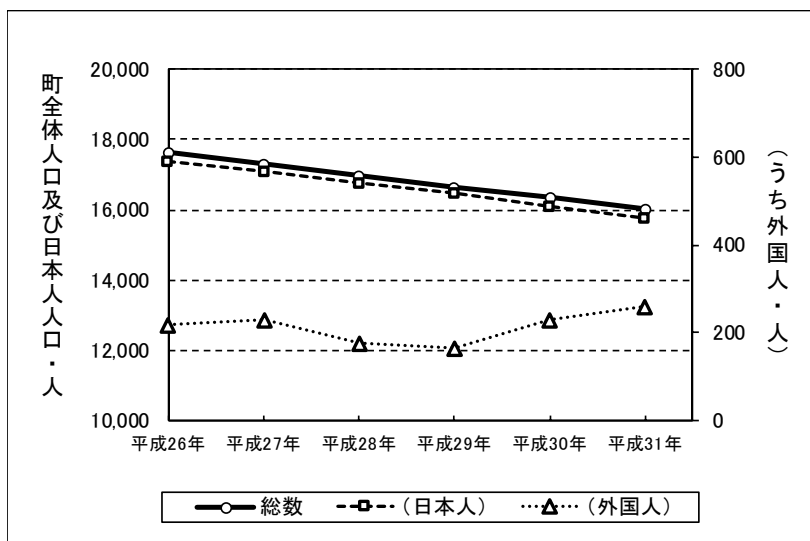
これは、全世帯数約6,000世帯と考えると、子どものいる世帯は全世帯数の1/3から1/5に減少したことになります。



資料:「国勢調査」-「人口等基本集計」(総務省)をもとに子供がいる世帯を抽出集計。

(9) 中之条町における外国人数の推移

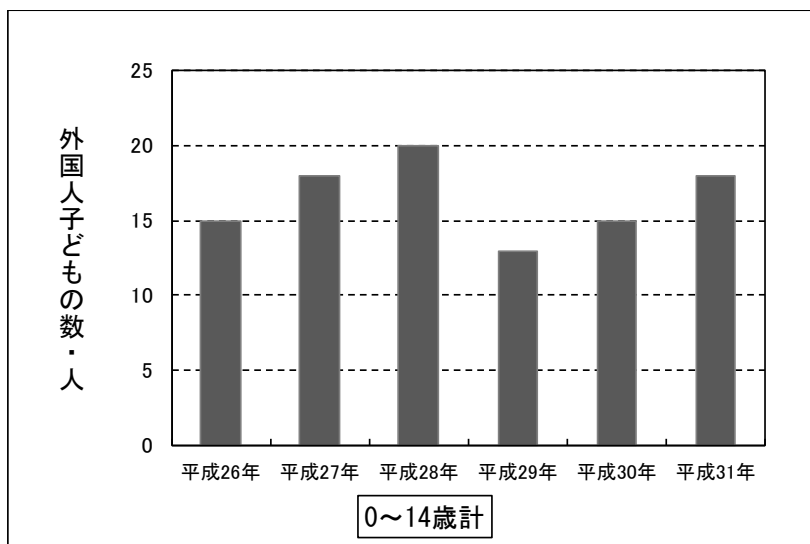
町の人口は、減少していますが、外国人の人数は横ばいになっています。



資料:「住民基本台帳」(中之条町)

(10) 中之条町における外国人の子ども数の推移

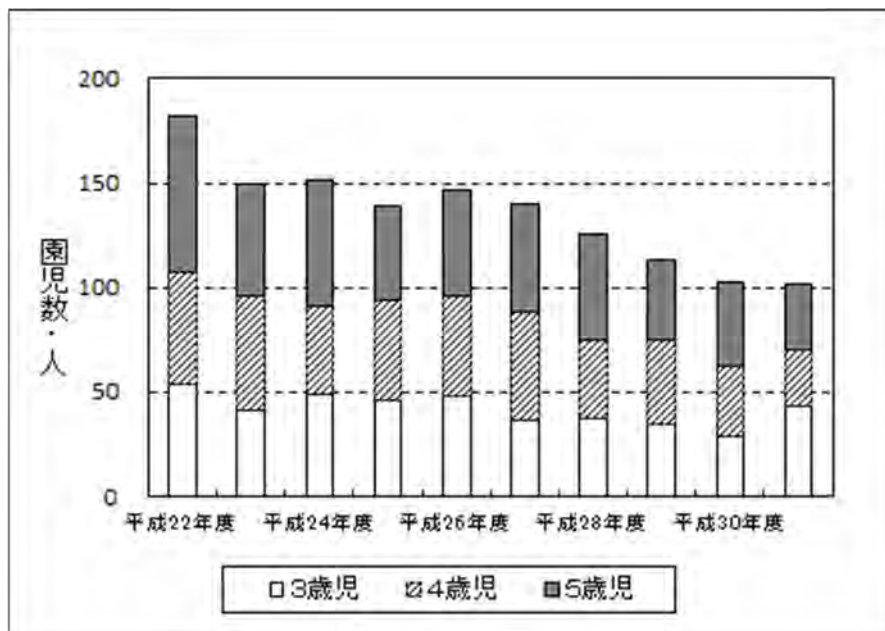
外国人の子ども(0～14歳)の数は、およそ15人前後になっています。



資料:「住民基本台帳」(中之条町)

(11) 幼稚園の状況

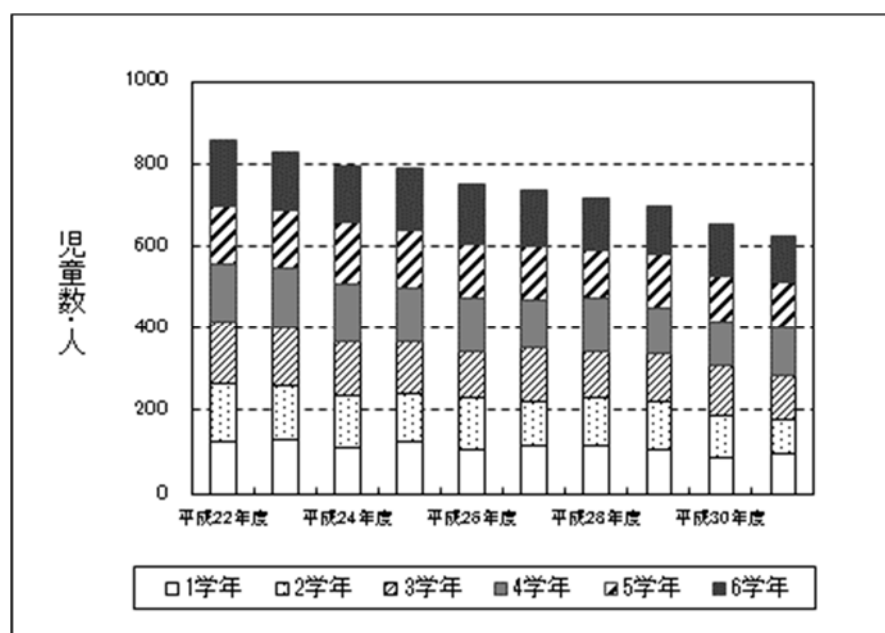
幼稚園における園児数は、経年的に減少し、平成31年度（令和元年度）に102人になっています。



資料：「中之条町作成」（5月1日現在）

(12) 小学校の状況

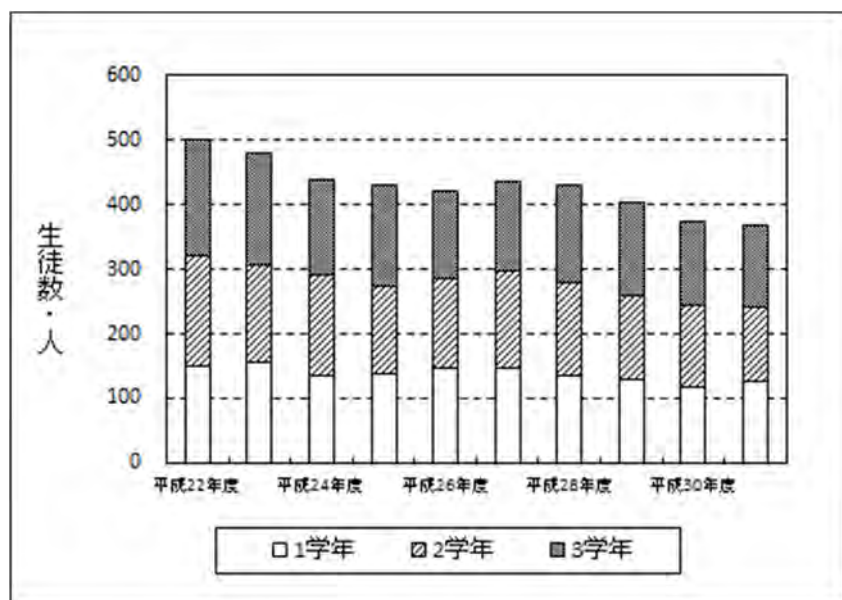
小学校における児童数は、経年的に減少し、平成31年度（令和元年度）に622人になっています。



資料：「中之条町作成」（5月1日現在）

(13) 中学校の状況

中学校における生徒数は、経年的に減少し、平成31年度（令和元年度）に369人になっています。

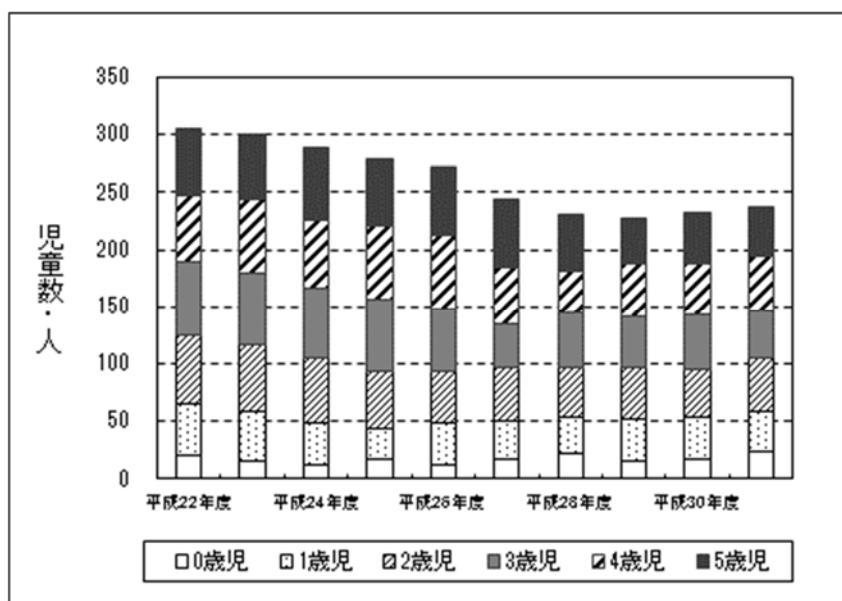


資料：「中之条町作成」(5月1日現在)

(14) 保育所の状況

保育所における児童数は、平成29年度まで減少し、近年微増に転じ平成31年度（令和元年度）に311人になっています。

年齢別にみると、バラつきがある中、ほぼ横ばいになっていますが、0歳児が横ばいから微増しています。



資料：「中之条町作成」(5月1日現在)

(2) 集計結果のポイント

① 用語

「前々回」：「中之条町次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成20年度）

「前 回」：「中之条町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成25年度）

「今 回」：「第2期 中之条町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」（平成31年2月）

② きょうだいの数の変化

いわゆる「1人っ子」の割合が高くなっています。

問 3 お子さんのきょう だいは何人いらっ しゃいますか？	前々回※	前 回	今 回
1 人	23.8%	32.6%	38.6%
2 人	47.1%	38.3%	34.6%
3 人	24.3%	23.3%	21.3%
4 人	4.0%	5.8%	3.3%
5 人	0.4%	0.0%	0.7%
6 人	0.3%	0.0%	1.5%

③ 母親の就労状況の変化

母親が就労している割合は、前回低下しましたが、今回やや高くなっています。

問 12 (1) 母親 保護者の現在の就労状況 （自営業、家族従事者を含 む）をうかがいます。 [当てはまる番号1つに○]	前々回※	前 回	今 回
就労している	60.7%	53.0%	62.2%
就労していない	39.3%	47.0%	37.9%

※ 前々回と、前回及び今回の選択肢が異なるため、前々回は参考です。

④ 子どもを預ける人の変化

全体的に前回と同様で、緊急時に祖父母等に預ける人の割合が高くなっています。

問 9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・ 知人はいますか？ 〔当てはまる番号 <u>すべてに</u> ○〕	前 回	今 回
1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	37.2%	37.7%
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	48.9%	48.9%
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	1.3%	1.2%
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	7.2%	6.2%
5. いずれもない	4.4%	5.9%
無回答	1.0%	0.0%

⑤ 保育サービスの利用割合の変化

全体的に前回と同様に約80%の人が「保育サービス」を利用しています。

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所等の 「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか？ 〔当てはまる番号 <u>1つに</u> ○〕	前 回	今 回
1. 利用している	77.9%	79.0%
2. 利用していない	21.8%	20.3%
無回答	0.3%	0.7%

⑥ 平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したいと考える事業の変化

町全体でみると、「幼稚園」や「小規模な保育施設」が若干増加していますが、「認可保育所」や「居宅訪問型保育」は若干減少しています。

施設別にみると、「幼稚園」は、伊参地区と六合地区で減少しました。

「認可保育所」は、伊参地区で増加し、沢田地区と名久田地区で減少しています。

「事業所内保育施設」は、六合地区で増加しています。

[前回からの増加率]

問 16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、定期的にご利用したいと考える事業をお答えください。 [当てはまる番号すべてに○]	中之条地区	沢田地区	伊参地区	名久田地区	六合地区	町全体
1. 幼稚園	5%	2%	-16%	-1%	-16%	2%
2. 幼稚園の預かり保育	3%	3%	1%	-2%	-9%	0%
3. 認可保育所	-1%	-10%	18%	-15%	-3%	-3%
4. 認定こども園	-5%	-1%	-8%	4%	13%	-2%
5. 小規模な保育施設	1%	2%	9%	5%	8%	2%
6. 家庭的保育	0%	3%	4%	0%	4%	1%
7. 事業所内保育施設	0%	0%	4%	0%	11%	1%
8. 自治体の認証・認定保育施設	0%	3%	0%	2%	4%	1%
9. その他の認可外の保育施設	0%	1%	0%	0%	0%	0%
10. 居宅訪問型保育	-3%	-3%	0%	2%	-7%	-3%
11. ファミリー・サポート・センター	0%	-3%	-4%	-1%	-3%	-1%
12. その他	1%	0%	-8%	2%	-3%	0%
無回答	1%	2%	0%	2%	0%	1%

⑦ 事業認知度の変化

全体的にみると、前回に比べて、「はい」の割合が最も高くなっているのは「伊参交流館」です。次いで、「地域子育て支援センター」、「町発行の子育て支援情報リーフレット」です。

前回に比べて、最も下がっているのは「世代間交流館ゆびきり」です。

問 19 下記事業で知っているものをお答えください。 [①～⑦の事業ごとに「はい」「いいえ」のいずれかに○]	前回 「はい」 割合	今回 「はい」 割合
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	87.2%	87.5%
②保健センターの情報・相談事業	78.5%	78.3%
③家庭教育に関する学級・講座	38.9%	39.0%
④教育相談センター・教育相談室	38.9%	36.0%
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	87.5%	86.0%
⑥子育ての総合相談窓口	44.2%	48.5%
⑦町発行の子育て支援情報リーフレット	63.2%	70.2%
⑧地域子育て支援センター	74.5%	84.2%
⑨世代間交流館ゆびきり	76.6%	69.1%
⑩伊参交流館	43.6%	56.6%
⑪子育て広場はっぴー	—	69.9%

⑧ 幼稚園、保育所等の土曜日と日曜日・祝日の利用希望の変化

全体的にみると、「利用する必要はない」の割合が高くなっています。

土曜日の利用希望は、町全体でみるとあまり変化はありませんが、地区別にみると、六合地区で「利用する必要はない」の割合が高くなっています。

日曜日の利用希望は、町全体でみると「利用する必要はない」の割合が増加し、「ほぼ毎週利用したい」の割合が減少しています。この傾向は、六合地区や伊参地区で高くなっています。

[前回からの増加率]

		中之条 地区	沢田 地区	伊参 地区	名久田 地区	六合 地区	町全体
土 曜 日	1. 利用する必要 はない	8%	－3%	14%	3%	35%	－3%
	2. ほぼ毎週利用 したい	4%	－3%	14%	9%	－7%	2%
	3. 月に1～2回 は利用したい	6%	6%	－21%	－11%	－21%	2%
	無記入	－2%	1%	－7%	0%	－7%	－2%
日 曜 ・ 祝 日	1. 利用する必要 はない	31%	24%	46%	21%	67%	32%
	2. ほぼ毎週利用 したい	－16%	－18%	－20%	－20%	－17%	－17%
	3. 月に1～2回 は利用したい	－9%	1%	－6%	－9%	－50%	－8%
	無記入	－6%	－6%	－20%	8%	－7%	－6%

⑨ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望の変化

全体的にみると、「無記入」の割合の変化によって、判断が困難になっています。

ただし、前回は、選択肢「１」に比べて「２」が約２倍でしたが、今回は、約２.５倍になっており、利用希望が低下している可能性があります。

なお、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」を選択した人は、約５１％が「小児科に併設した施設で子供を保育する事業」をのぞんでいます。

問 22 この１年間に、お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に対処方法として「父親又は母親」が休んだ際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。 〔当てはまる番号１つに○〕	前 回	今 回
１．できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	15.9%	28.3%
２．利用したいとは思わない	30.2%	70.8%
無記入	53.9%	0.9%

⑩ 宿泊を伴う一時預かり等の利用希望の変化

全体的に前回と同様に約８０％の人が、宿泊を伴う一時預かり等を「利用していない」になっています。

問 23 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、 <u>私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期</u> に利用している事業はありますか。 〔当てはまる番号すべてに○〕	前 回	今 回
利用している 【一時預かり幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター、夜間擁護等事業（トワイライトステイ）、ベビーシッター】	22.3%	22.7%
利用していない	73.7%	77.3%
無記入	4.0%	0.0%

⑪ 土曜日と日曜日・祝日、長期休暇、放課後児童クラブ利用希望の変化

土曜日や日曜日・祝日は、前回から数人の増減で、あまり変化がみられません。

長期の休暇中は、「低学年の間は利用したい」が増加し、「高学年になっても利用したい」が減少しています。

地区別にみると、中之条地区が若干増加し、沢田地区が若干減少しています。

[前回からの増加数]

単位：人

問 28・29 「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」を利用させたお子さんについて、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。 [当てはまる番号1つに○]		中之条地区	沢田地区	伊参地区	名久田地区	六合地区	町全体
土曜日	1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	2	-2	-1	0	-1	-2
	2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	2	-3	1	-1	-1	-2
	3. 利用する必要はない	0	1	0	1	2	4
	無記入	-2	1	0	0	0	-1
	町全体	2	-2	-1	0	-1	-1
日曜日・祝日	1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	1	-2	0	-1	0	-2
	2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	3	-2	0	1	-1	1
	3. 利用する必要はない	0	0	0	0	1	1
	無記入	-2	1	0	0	1	-1
	町全体	2	-3	0	0	1	-1
長期の休暇期間中	1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい	5	-2	0	2	0	6
	2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい	-2	-2	0	-1	-1	-6
	3. 利用する必要はない	1	0	0	-1	0	0
	無記入	-2	1	0	0	0	-1
	町全体	2	-3	0	0	-1	-1

⑫ 短時間勤務制度を利用していない理由の変化

母親についてみると、「取りにくい雰囲気があった」は変わらず、「子どもをみてくれる人がいた」が減少し、「仕事が忙しかった」が増加しています。

父親は、回答した票数が少ないので、前回との比較が困難でした。

問 30-8 短時間勤務制度を利用しなかった (利用できなかった)理由は何で すか。〔当てはまる理由すべて〇〕	前 回		今 回	
	母 親	父 親	母 親	父 親
1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	25.6%	0.0%	35.5%	0.0%
2. 仕事が忙しかった	17.6%	0.0%	22.6%	0.0%
3. 短時間勤務にすると給与が減額される	6.8%	0.0%	12.9%	0.0%
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、子どもをみてくれる人がいた	25.6%	33.3%	6.5%	0.0%
7. 子育てや家事に専念するため退職した	12.2%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった	8.1%	0.0%	6.5%	0.0%
10. その他	4.1%	0.0%	9.7%	0.0%
全体	100%	100%	100%	100%

⑬ お住まいの地域における子育ての環境や支援の満足度の変化

全体をみると、前回と比べて大きな変化はありません。

地区別にみると、伊参地区では、「満足度が低い」が減少して良い方向にありますが、「やや不満」も増加しています。

また、六合地区では「やや不満」が減少、これは良い傾向にあるようです。

[前回からの増加率]

問 31 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度は？ [当てはまる番号1つに○]	中之条 地区	沢田 地区	伊参 地区	名久田 地区	六合 地区	町全体
満足度が高い	-1%	-8%	0%	-3%	0%	-2%
(やや満足)	1%	6%	15%	13%	-13%	3%
—	-2%	-1%	-29%	3%	23%	-1%
(やや不満)	5%	1%	<u>36%</u>	-8%	<u>-22%</u>	2%
満足度が低い	-2%	0%	<u>-14%</u>	0%	12%	-1%
無記入	-2%	2%	-7%	-4%	0%	-2%

⑭ 町に対する希望、子育てのための支援サービスの変化

今回の希望は、「費用負担軽減」や「遊べる施設」が多くなっています。

■ ご意見のキーワード

問 32 町に希望する、子育てのための支援サービスをご記入ください。			
前 回		今 回	
ご意見のキーワード	(記入あり) 構成比	ご意見のキーワード	票数
休日（長期休暇中）・延長保育	21.7%	費用負担軽減	29
遊べる施設（公園、屋内施設）	11.6%	遊べる施設（公園、屋内施設）	21
学童保育の充実	10.9%	学童保育の充実	11
医療体制の整備	9.3%	病児保育	10
一時預かり	7.8%	幼稚園の時間外保育	9
児童館・子育て支援センター	7.8%	医療体制の整備	9
教育・保育サービス	7.0%	休日（長期休暇中）・延長保育	6
費用負担軽減	4.7%	集まる場所、イベント	5
病児保育	4.7%	情報提供	4
情報提供	3.1%	ファミリー・サポート・センター事業	4
ファミリー・サポート・センター事業	1.6%	一時預かり	4
夜間保育	0.8%	ベビーシッター	3
地域子育て支援拠点	0.8%	児童館・子育て支援センター	3
乳幼児家庭訪問	0.8%	ぷちくらぶ	3
サービスの充実	0.8%	保育所の延長保育	3
つどいの広場事業	0.8%	安心できる場所	3
その他	6.2%	施設の安全性	3
		はっぴー	2
		幼稚園の預かり保育	2
		家庭ですべきこと	2
		パースデイボックス	2
		保育所延長保育	2
		学習の場	1
		ゆびきり伊参交流館	1
		教育・保育サービス	1
		障がい児	1
		マタニティー支援事業	1
		育休	1

[補 足]

- ・ご意見のキーワードは、分析担当の主観によるところが大きいので、目的に応じて活用していただきたい。
- ・前回と今回の集計方法が異なるため、単純比較することはできない。
- ・前回の「休日（長期休暇中）・延長保育」について、今回は「幼稚園の時間外保育」と「保育所の延長保育」を別途抽出した。
- ・また、今回、新たなキーワードを追加している。

中之条町役場 住民福祉課 少子化・子育て対策係

〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

電話:0279-75-2111 FAX:0279-75-6562

info@town.nakanojo.gunma.jp